

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA62-9 r. 4. 0
提出年月日	令和4年9月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】

令和4年9月
北海道電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

比較結果等を取りまとめた資料

1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし

1-3) その他

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。

2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要

2-1) 名称の相違

- ・右表の通り、各通信連絡設備の名称が異なっている。(設備の相違は次頁にて説明)
- ・比較表では女川2号炉に合わせて資料構成に合わせて泊3号炉の並び替えを行い、記載内容の比較を行った結果、同様の内容が記載されていることを確認した。
- ・女川2号炉では、通信連絡設備という名称を集約単位として利用しており、泊3号炉では、通信設備という名称を集約単位として利用している。
- ・上記名称の相違については比較表には相違を記載しない。

女川2号炉			泊3号炉 (女川と比較するために並び替えを実施)			
通信種別	発電所内	主要設備	通信種別	所内	主要設備	
通信連絡設備	発電所内	携行型通話装置	通信設備 (発電所内)	所内	携行型通話装置	
		送受話器 (ページング) (警報装置を含む)			運転指令設備 (警報装置を含む)	
		移動無線設備			無線通話装置	固定 車載
					ハンドセット・スピーカ	
					移動無線設備 (固定型)	
					移動無線設備 (車載型)	
					無線連絡設備 (固定型)	
					無線連絡設備 (携帯型)	
					トランシーバ	
					インターフォン	
					テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	
通信連絡設備 (発電所内)、 通信連絡設備 (発電所外)	発電所内外	電力保安通信用電話設備	通信設備 (発電所内)、 通信設備 (発電所外)	所内外 (社内及び社外)と共用と記載。	電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) 保安電話 (携帯)
					固定電話機	
					PHS端末	
					FAX	
					衛星電話設備	固定電話
					衛星電話設備 (携帯型)	衛星携帯電話
安全パラメータ 表示システム (SPDS)		安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送設備		データ収集計算機	
					データ収集装置	
					SPDS伝送装置	
					SPDS表示装置	
					データ表示端末	
通信連絡設備 (発電所外)	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	通信設備 (発電所外)	社内、社外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム
					IP電話 (有線系、衛星系)	IP電話
					IP-FAX (有線系、衛星系)	IP-FAX
					局線加入電話設備	加入電話設備
					加入FAX	FAX
					電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備
					衛星保安電話 (固定型)	衛星保安電話
					社内テレビ会議システム (地上回線、衛星回線)	社内テレビ会議システム
					専用電話設備	専用電話設備
					専用電話設備 (地方公共団体内 ホットライン)	固定電話
					記載なし	FAX
						携帯電話
データ伝送設備		データ伝送設備	データ伝送設備	社外	ERSS伝送サーバ	
					データ収集計算機	

2-2) 設備および保管箇所の相違

	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
①通信連絡設備の種類	なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン	・泊3号炉では、緊急時対策所を2棟に分割した設計としていることから、不測の事態が起こった場合においても要員の指揮所、待機所間の往来がなくとも対応がとれるよう、インターフォンおよびテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を設置している。
②通信連絡設備の種類	なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
③通信連絡設備の種類	無線連絡設備（固定型）	なし	・女川2号炉で中央制御室や緊急時対策所に設置している無線連絡設備（固定型）は、泊3号炉ではSA設備として設置していないが、衛星電話設備にてその機能（中央制御室や緊急時対策所から現場までの通信機能など）を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。（SA設備としての無線連絡設備が存在しないのは、大飯と同様）
④通信連絡設備の保管場所	衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型） 保管場所：緊急時対策所	衛星携帯電話 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所	・泊3号炉では、発電所対策要員が初動で中央制御室に集合することから、動線を考慮し衛星携帯電話を中央制御室にも保管している。なお、その利用目的は、給水準備作業などにおける現場の発電所対策要員と発電所災害対策本部または中央制御室間の連絡となる。
⑤通信連絡設備の保管場所	無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型） 保管場所：中央制御室及び緊急時対策所内	トランシーバ 保管場所：屋外及び緊急時対策所内	・泊3号炉では、重大事故等が発生した際には通常給水準備作業に使用するトランシーバの利用は近い場所でチームにて活動することより必要ないが、発電所対策要員が給水準備作業などで位置的に分散される場合において、現場の発電所災害対策要員間の連絡が初めて必要になる。そこで、中央制御室または緊急時対策所に戻る時間のロスを無くすために、トランシーバを屋外（可搬型大型送水ポンプ車内）に保管している。

上記相違については、比較表には差異理由を記載しない。

2-3) 記載内容の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ad) 通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ad) 通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要のある場所と共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p>	<p>又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要のある場所と共有する通信設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機及びデータ表示端末を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>トランシーバは、屋外及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内および中央制御室付近に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備のうちデータ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・泊3号炉では配置スペースの関係より、携行型通話装置を中央制御室付近にも保管している。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・泊3号炉には中央制御室待機所がない。女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、携行型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急</p>	<p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ収集計算機については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）は、通信設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、トランシーバ、携行型通話装置、衛星携帯電話及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・泊3号炉の中央制御室に設置する衛星電話設備は充電池型としている。（電源構成の相違）</p> <p>・泊3号炉では充電池の交換を行うことにより継続して利用する運用としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。 なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）のSPDS 伝送装置と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、通信連絡設備（発電所外）と同じである。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ss による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。 衛星電話設備及び衛星携帯電話は、通信設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。 データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に設置する設計とする。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンについては、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p>	<p>・ERSS 以外の利用可能性を考慮して「等」を記載。以下説明を省略。 ・本店および原子力規制庁への伝送を考慮し、（社内外）と記載。</p> <p>・設備構成の相違。泊3号炉では、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の主要な伝送路が原子炉補助建屋に設置されている。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>非常用交流電源設備については、「ヌ(2) 非常用電源設備の構造」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。 送受信器（ページング）（警報装置を含む。） （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>局線加入電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>電力保安通信用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>社内テレビ会議システム （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>専用電話設備 （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>移動無線設備 一式 [常設重大事故等対処設備] 無線連絡設備（固定型） （「ヘ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用） 一式</p> <p>衛星電話設備（固定型） （「ヘ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策</p>	<p>代替非常用発電機については、「ヌ。(2)(vi) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「ヌ。(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>トランシーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。 運転指令設備 1式 （「緊急時対策所」と兼用）</p> <p>加入電話設備 1式 （「緊急時対策所」と兼用） 携帯電話 1式 （「緊急時対策所」と兼用）</p> <p>電力保安通信用電話設備 1式 （「緊急時対策所」と兼用）</p> <p>社内TV会議システム 1式 （「緊急時対策所」と兼用）</p> <p>専用電話設備 1式 （「緊急時対策所」と兼用）</p> <p>無線通話装置 1式 （「緊急時対策所」と兼用） [常設重大事故等対処設備]</p> <p>インターフォン 1式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 1式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用） 衛星電話設備 1式 （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>所」と兼用) 一式</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) (「へ計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用) 一式</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP 電話及びIP-FAX) (「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用) 一式</p> <p>データ伝送設備 一式 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>携行型通話装置 一式</p> <p>無線連絡設備(携帯型) (「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用) 一式</p> <p>衛星電話設備(携帯型) (「ヌ(3)(vi)緊急時対策所」と兼用) 一式</p> <p>携行型通話装置, 無線連絡設備, 衛星電話設備, 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備, 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備は, 設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>データ収集計算機 1式 (「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>データ表示端末 1式 (「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>ERSS伝送サーバ 1式 (「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 1式 (「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>携行型通話装置 1式</p> <p>トランシーバ 1式 (「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>衛星携帯電話 1式 (「緊急時対策所」と兼用)</p> <p>携行型通話装置, トランシーバ, 衛星電話設備, 衛星携帯電話, 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備, データ収集計算機, データ表示端末及びERSS伝送サーバは, 設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無</p>	<p>第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有する通信設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>トランシーバは、屋外及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内および中央制御室付近に保管する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ収集計算機は、原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・泊3号炉には中央制御室待機所がない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、携行型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ</p>	<p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、充電電池の残量が少なくなった場合は、別の充電電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ収集計算機については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）は、通信設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、トランシーバ、携行型通話装置、衛星携帯電話、衛星電話設備及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及び</p>	<p>女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-2 記載のとおり。 ・泊3号炉の中央制御室に設置する衛星電話設備は充電電池型としている。（電源構成の相違） <p>・2-2 記載のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では充電電池の交換を行うことにより継続して利用する運用としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>る等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）のSPDS 伝送装置と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能となる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、通信連絡設備（発電所外）と同じである。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワー</p>	<p>る等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び衛星携帯電話は、通信設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内及び原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、衛星電話設備、衛星</p>	<p>インターフォンについては、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内及び原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、衛星電話設備、衛星</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・構成の相違。泊3号炉では原子炉補助建屋に設置している。</p> <p>・構成の相違。泊3号炉では原子炉補助建屋に設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>クを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>トランシーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム(SPDS)は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備</p> <p>(1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等</p>	<p>【女川の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川と泊・大飯（PWR）ではまとめ資料の構成が異なる ・女川は設置許可添付書類八の通信連絡設備のうちDB設備（設置許可基準規則第三十五条）の記載をしており、泊・大飯のまとめ資料には同様の構成の記載箇所はないが、内容はDB設備（設置許可基準規則第三十五条）で女川と泊・大飯の比較が可能 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>の建屋内外各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，送受話器（ページング）（警報装置を含む。），電力保安通信用電話設備，移動無線設備，携行型通話装置，無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また，警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，データ収集装置，SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また，安全パラメータ表示システム（SPDS）については，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本店，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として，電力保安通信用電話設備，社内テレビ会議システム，局線加入電話設備，専用電話設備，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は，有線系回線，無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また，通信連絡設備（発電所外）は，非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお，通信連絡設備（発電所外）は，定期的に点検を行うことにより，専用通信回線の状態を監視し，常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として，SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は，有線系回線，無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査 警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.6 手順等 通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的の実施する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第62条 通信連絡設備</p> <p>2.19.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバー及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示</p>	<p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装</p>	<p>第62条 通信連絡設備</p> <p>2.19.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要場所で共有する通信設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機及びデータ表示端末を使用する。</p> <p>a. 通信設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>トランシーバは、屋外及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内および中央制御室付近に保管する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ収集計算機は、原子炉補助建屋に設置し、データ表</p>	<p>差異理由</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>トランシーバの電源は、充電池又は乾電池を使用しており、充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携帯型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合に</p>	<p>置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携帯型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>示端末は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携帯型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ収集計算機については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・泊3号炉には中央制御室待機所がない。女川ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・泊3号炉の中央制御室に設置する衛星電話設備は充電池型としている。（電源構成の相違）</p> <p>・泊3号炉では充電池の交換を行うことにより継続して利用する運用としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>おいても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用） ・衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用） ・トランシーバー（3号及び4号炉共用） ・携帯型通話装置（3号及び4号炉共用） ・インターフォン（3号及び4号炉共用） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） ・SPDS表示装置（3号及び4号炉共用） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） ・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） ・電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用）（2.18 緊急時対策所【61条】） <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型） ・携帯型通話装置 ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置） ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p>	<p>また、データ表示端末については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 ・衛星携帯電話 ・トランシーバ ・携帯型通話装置 ・インターフォン ・テレビ会議システム（指揮所・待機所間） ・データ収集計算機 ・データ表示端末 ・代替非常用発電機（2.14電源設備【57条】） ・緊急時対策所用発電機（2.18緊急時対策所【61条】） ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14電源設備【57条】） <p>その他、データ収集計算機、データ表示端末及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）は、「(1) a. 通信設備（発電所内）」と同じである。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを使用する。</p> <p>a. 通信設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び衛星携帯電話は、「(1) a. 通信設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内及び原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p>	<p>・構成の相違。泊3号炉では原子炉補助建屋に設置している。</p> <p>・構成の相違。泊3号炉では原子炉補助建屋に設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電機を使用しており、充電機の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用） ・衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用） ・衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用） ・緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）（3号及び4号炉共用） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） ・安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） ・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】） <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】） ・重油タンク（2.14 電源設備【57条】） <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） ・電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用）（2.18 緊急時対策所【61条】） <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」に</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） <ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・データ伝送設備 <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 ・衛星携帯電話 <ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・データ収集計算機 ・ERSS伝送サーバ <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機（2.14電源設備【57条】） ・緊急時対策所用発電機（2.18緊急時対策所【61条】） <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14電源設備【57条】） <p>その他、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機及びERSS伝送サーバの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>て記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>		<p>型タンクローリーについては、「2.14電源設備【57条】」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、データ伝送設備、無線連絡設備、携行型通話装置、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備、緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、トランシーバ、携行型通話装置、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じることにより、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機及び代替非常用発電機については、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.19.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>	<p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>携行型通話装置の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用交流電源設備及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室に保管することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能</p>	<p>2.19.1.1多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、ディーゼル発電機及び専用蓄電池からの給電により使用する運転指令設備並びに、ディーゼル発電機及び通信用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びトランシーバの電源は、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、ディーゼル発電機、専用蓄電池及び通信用蓄電池からの給電により使用する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室及び中央制御室付近並びにトランシーバは緊急時対策所に保管することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電池を使用することで、ディーゼル発電機、専用蓄電池及び通信用蓄電池からの給電により使用する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星携帯電話及び中央制御室に設置する衛星電話設備は中央制御室に、並びにトランシーバは屋外に保管することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計</p>	<p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・どちらも蓄電池からの給電となっている。 ⇒泊3号炉：設備専用の蓄電池 専用蓄電池は、運転指令設備で利用 通信用蓄電池は、電力保安通信用電話設備で利用。 ⇒女川2号炉：送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備で共用の蓄電池 通信用電源装置（蓄電池）を共同で利用</p> <p>・2-2 記載のとおり。</p> <p>・泊3号炉乾電池を電源とするトランシーバがある。</p> <p>・上記参照。</p> <p>・給油準備作業で使うトランシーバは緊急時対策所に保管している。</p> <p>・泊3号炉の中央制御室に設置する衛星電話設備は充電池型としている。（電源構成の相違）</p> <p>・上記参照</p> <p>・2-2 記載の通り。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>また、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p>	<p>を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備及び携行型通話装置は、それぞれ異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備、通信用電源装置（蓄電池）及び充電式電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>制御建屋及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9 緊急時対策所」にて記載する。</p>	<p>とする。</p> <p>（追加）指揮所待機所、インターフォン トランシーバ、衛星電話設備又は衛星携帯電話及び携行型通話装置は、それぞれ異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークに接続した通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ディーゼル発電機又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、ディーゼル発電機、通信用蓄電池及び充電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末の電源は、代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、ディーゼル発電機に対して多様性を有する設計とする。設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、多重性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.19.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）、トランシーバ、携行型通話装置及びインターフォンは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2.19.1.3 共用の禁止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。 通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。 通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>2.19.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、携行型通話装置、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示装置は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 トランシーバ、衛星電話設備、携行型通話装置、データ伝送設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>・2-2 記載の通り。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.19.2 容量等 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバー、携行型通話装置及びインターフォンは、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置又は保管する。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置又は保管する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（計装設備（重大事故等対処設備）、緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用）及び安全パラメータ伝送システム（緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用）は、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>設備仕様については、表2.19-1、2に示す。</p>	<p>10.12.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<p>2.19.2 容量等 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>トランシーバーは、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>設備仕様については、第10.12.6表及び第10.12.7表に示す。</p>	<p>・2-2 記載の通り。</p> <p>・2-2 記載の通り。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.19.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、重大事故等時における建屋内（原子炉格納容器内を除く。）及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）及びトランシーバーは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、インターフォン、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋又は緊急時対策所のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ収集装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 SPDS伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 SPDS表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。デー</p>	<p>2.19.3環境条件等 基本方針については、「2.3.3環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の原子炉格納容器内を除く建屋内で使用し、使用場所で可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、中央制御室内及び緊急時対策所に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>トランシーバ及び衛星携帯電話は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備のうちデータ収集用計算機は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ収集用計算機は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。 データ伝送設備のうちERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 ERSS伝送サーバは、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。 データ伝送設備のうちデータ表示端末は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 データ表示端末の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>・泊3号炉では配置スペースの関係より、携行型通話装置を中央制御室付近にも保管している。</p> <p>・2-2記載の通り。</p> <p>・2-2記載の通り。</p> <p>・構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>タ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p>	<p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及びデータ表示端末は、重大事故等時における緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.19.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>（1）操作性の確保 衛星電話（携帯）及びトランシーバは、特別な技量を要することなく、容易に操作ができるとともに、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は、乾電池を使用し、使用場所において端末と接続端子又は通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続できるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）は、容易に設置及び操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、衛星電話（固定）、インターフォン及び緊急時衛星通報システムは、特別な技量を要することなく、容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所で使用する場合、中央制御室と切替えせずに使用可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携帯型通話装置は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携帯して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は、端末である携帯型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p>	<p>2.19.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>（1）操作性の確保 衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、携帯型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続できるとともに、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話及びトランシーバは、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携帯して移動し、使用場所において付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は、端末である携帯型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p>	<p>・2-2 記載の通り。</p> <p>・泊3号炉では配置スペースの関係より、携帯型通話装置を中央制御室付近にも保管している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>SPDS表示装置は、容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p>	<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS表示装置は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p>	<p>データ表示端末は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p> <p>インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、設計基準対象施設と兼用せず、他の設備と切替えることなく使用できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>・2-2記載の通り。</p>

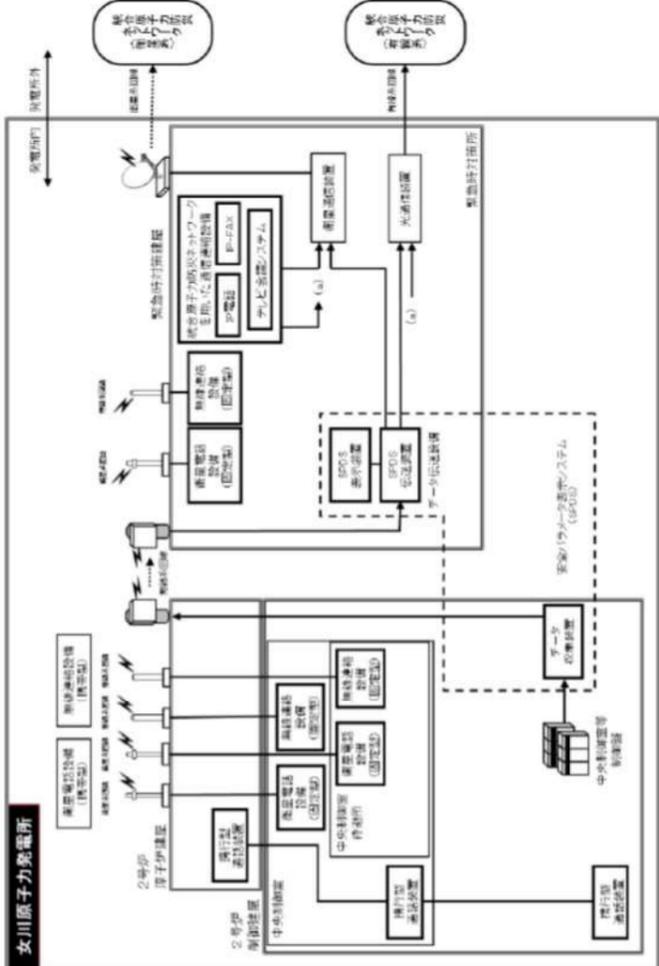
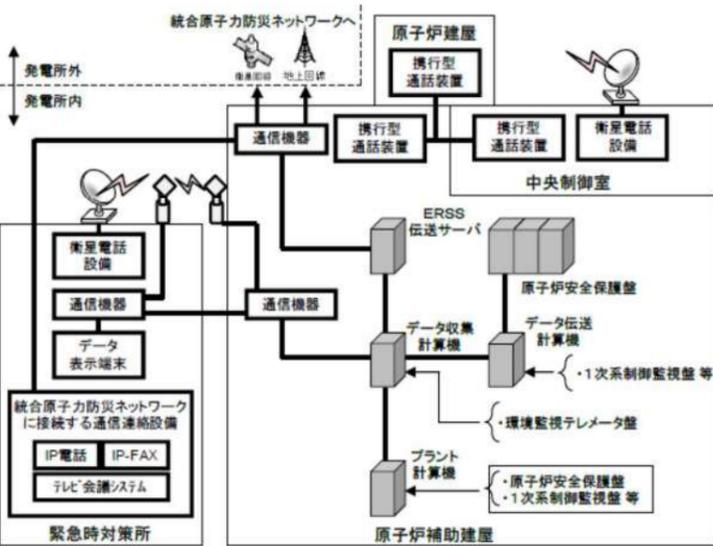
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.3 主要設備及び仕様 通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、データ表示端末、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>・2-2記載の通り。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図</p>	 <p>第62-1図 通信連絡設備 概略系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																	
	第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th colspan="2">主要設備</th> <th>非常用所内電源設備 又は非常用電源設備</th> <th>通信回路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">通信連絡設備 (発電所内)</td> <td rowspan="4">発電所内</td> <td>携帯型通信装置</td> <td></td> <td>乾電池</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>送受話機（バーゼンダ） （警報装置を含む）</td> <td>ハンドセット・スピーカ</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池）</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 車載電池</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信連絡設備 (発電所内)、 通信連絡設備 (発電所外)</td> <td rowspan="4">発電所内外</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機 FIS 端末 FAX</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 充電式電池（本体内蔵） 非常用ディーゼル発電機</td> <td>有線系回路、 無線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）</td> </tr> <tr> <td>兼用電話設備</td> <td>兼用電話設備（固定型） 兼用電話設備（携帯型）</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）</td> <td>兼用系回路 （通信事業者回路）</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ 表示システム（SPDS）</td> <td>データ収集装置 SPDS 伝送装置 SPDS 表示装置</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワー クを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム （有線系、兼用系） IP 電話 （有線系、兼用系） IP-FAX （有線系、兼用系）</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）</td> <td>有線系回路、 兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">通信連絡設備 (発電所外)</td> <td rowspan="5">発電所外</td> <td>局線加入電話設備</td> <td>加入電話機 加入 FAX</td> <td>通信事業者回線からの給電 通信事業者回線からの給電、 非常用ディーゼル発電機</td> <td>有線系回路 （通信事業者回 線）</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>兼用保安電話（固定型）</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）</td> <td>兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td></td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>有線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td></td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>有線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話設備 （地方公共団体内ホットライ ン）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>有線系回路 （専用の通信事業 者回路）</td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備</td> <td>データ伝送設備</td> <td>SPDS 伝送装置</td> <td>非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）</td> <td>有線系回路、 兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備		非常用所内電源設備 又は非常用電源設備	通信回路	通信連絡設備 (発電所内)	発電所内	携帯型通信装置		乾電池	-	送受話機（バーゼンダ） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカ	非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池）	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 車載電池	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）	通信連絡設備 (発電所内)、 通信連絡設備 (発電所外)	発電所内外	電力保安通信用電話設備	固定電話機 FIS 端末 FAX	非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 充電式電池（本体内蔵） 非常用ディーゼル発電機	有線系回路、 無線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）	兼用電話設備	兼用電話設備（固定型） 兼用電話設備（携帯型）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）	兼用系回路 （通信事業者回路）	安全パラメータ 表示システム（SPDS）	データ収集装置 SPDS 伝送装置 SPDS 表示装置	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	-	統合原子力防災ネットワー クを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム （有線系、兼用系） IP 電話 （有線系、兼用系） IP-FAX （有線系、兼用系）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	有線系回路、 兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）	通信連絡設備 (発電所外)	発電所外	局線加入電話設備	加入電話機 加入 FAX	通信事業者回線からの給電 通信事業者回線からの給電、 非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （通信事業者回 線）	電力保安通信用電話設備	兼用保安電話（固定型）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）	社内テレビ会議システム		非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）	社内テレビ会議システム		非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）	専用電話設備	専用電話設備 （地方公共団体内ホットライ ン）	非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （専用の通信事業 者回路）	データ伝送設備	データ伝送設備	SPDS 伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	有線系回路、 兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）		
通信種別	主要設備		非常用所内電源設備 又は非常用電源設備	通信回路																																																																
通信連絡設備 (発電所内)	発電所内	携帯型通信装置		乾電池	-																																																															
		送受話機（バーゼンダ） （警報装置を含む）	ハンドセット・スピーカ	非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池）																																																																
		移動無線設備	移動無線設備（固定型） 移動無線設備（車載型）	非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 車載電池																																																																
		無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 無線連絡設備（携帯型）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）																																																																
通信連絡設備 (発電所内)、 通信連絡設備 (発電所外)	発電所内外	電力保安通信用電話設備	固定電話機 FIS 端末 FAX	非常用ディーゼル発電機、 通信用電源装置（蓄電池） 充電式電池（本体内蔵） 非常用ディーゼル発電機	有線系回路、 無線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）																																																															
		兼用電話設備	兼用電話設備（固定型） 兼用電話設備（携帯型）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 充電式電池（本体内蔵）	兼用系回路 （通信事業者回路）																																																															
		安全パラメータ 表示システム（SPDS）	データ収集装置 SPDS 伝送装置 SPDS 表示装置	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	-																																																															
		統合原子力防災ネットワー クを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム （有線系、兼用系） IP 電話 （有線系、兼用系） IP-FAX （有線系、兼用系）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池） 非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	有線系回路、 兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）																																																															
通信連絡設備 (発電所外)	発電所外	局線加入電話設備	加入電話機 加入 FAX	通信事業者回線からの給電 通信事業者回線からの給電、 非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （通信事業者回 線）																																																															
		電力保安通信用電話設備	兼用保安電話（固定型）	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）																																																															
		社内テレビ会議システム		非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）																																																															
		社内テレビ会議システム		非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （専用の電力保安 通信用回路）																																																															
		専用電話設備	専用電話設備 （地方公共団体内ホットライ ン）	非常用ディーゼル発電機	有線系回路 （専用の通信事業 者回路）																																																															
データ伝送設備	データ伝送設備	SPDS 伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 125V 充電機（125V 蓄電池）	有線系回路、 兼用系回路 （専用の通信事業 者回路）																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 （発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手順書	手順書の分類
-	-	発電所内の通信連絡	衛星電話（固定） ^{※2}	a	通信連絡に関する手順	SA所達 ^{※1}
			衛星電話（携帯）			
			トランシーバー			
			携帯型通話装置			
			安全パラメータ表示システム（SPDS） ^{※2}			
			SPDS表示装置 ^{※2}			
			インターフォン			
			無線通話装置			
			運転指令設備（1号及び2号炉送受話器）			
			運転指令設備（3号及び4号炉送受話器）			
電力保安通信用電話設備【保安電話（固定）、保安電話（携帯）】						
-	-	代替電源設備からの給電の確保	空冷式非常用発電装置 ^{※3}	a	空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順 燃料補給の手順	SA所達 ^{※1}
			燃料油貯蔵タンク ^{※4}			
			重油タンク ^{※4}			
			タンクローリー ^{※4}			
			電源車（緊急時対策所用） ^{※5}			

※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動に関する所達」
 ※2：ディーゼル発電機等により給電する。
 ※3：空冷式非常用発電装置から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
 ※4：空冷式非常用発電装置、電源車（緊急時対策所用）の燃料補給に使用する。空冷式非常用発電装置の燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、電源車（緊急時対策所用）に燃料補給する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※5：電源車（緊急時対策所用）から給電する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※6：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 （発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{b)}	整備する手順書	手順書の分類
-	-	発電所内の通信連絡	衛星電話設備（固定電話） ^{※1}	a	通信連絡に関する手順	重大事故等発生時及び大規模過渡発生時における対応手順
			衛星携帯電話			
			トランシーバー			
			携帯型通話装置			
			アーク収束計測機 ^{※1}			
			インターフォン ^{※1}			
			デューラ表示機 ^{※1}			
			テレビ会議システム（指揮所・待機所間） ^{※1}			
			無線通話装置			
			運転指令設備			
電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）） ^{※1}						
-	-	代替非常用発電機からの給電の確保	代替非常用発電機 ^{※2}	a	緊急時対策所用発電機 ^{※4}	故障及び設計基準事象に起因する運転手順書 炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書
			緊急時対策所用発電機 ^{※4}			
			ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽 ^{※3}			
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{※3}			
			可搬型タンクローリー ^{※3}			

※1：ディーゼル発電機等により給電する。
 ※2：代替非常用発電機、可搬型代替電源車からの給電に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
 ※3：代替非常用発電機、可搬型代替電源車、緊急時対策所用発電機の燃料補給に使用する。代替非常用発電機、可搬型代替電源車の燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、緊急時対策所用発電機に燃料補給する手段は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※4：緊急時対策所用発電機からの給電に関する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※5：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備
 b：37条に適合する重大事故等対処設備
 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 （発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	整備分類 ^{※5}	整備する手順書	手順の分類
-	-	発電所外（社内外）の通信連絡	衛星電話（固定） ^{※2}	a	通信連絡に関する手順	SA所達 ^{※6}
			衛星電話（携帯）			
			衛星電話（可搬） ^{※2}			
			統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※2} （TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）			
			安全パラメータ表示システム（SPDS） ^{※2}			
			安全パラメータ伝送システム ^{※2}			
			緊急時衛星通報システム ^{※2}			
			加入電話			
			加入ファクシミリ			
			携帯電話			
電力保安通信用電話設備 （保安電話（固定）、保安電話（携帯） 及び衛星保安電話）	a	通信連絡に関する手順	SA所達 ^{※6}			
社内TV会議システム						
無線通話装置						
空冷式非常用発電装置 ^{※3}				空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順	伊心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書	
燃料油貯蔵タンク ^{※4}						
重油タンク ^{※4}						
タンクローリー ^{※4}						
電原車（緊急時対策用） ^{※5}				a	緊急時対策所の居住性確保のための手順	SA所達 ^{※6}

※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」
 ※2：ディーゼル発電機等により給電する。
 ※3：空冷式非常用発電装置から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
 ※4：空冷式非常用発電装置、電原車（緊急時対策用）の燃料補給に使用する。空冷式非常用発電装置の燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、電原車（緊急時対策用）に燃料補給する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※5：電原車（緊急時対策用）から給電する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※6：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 （発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	整備分類 ^{※5}	整備する手順書	手順書の分類
-	-	発電所外（社内外）の通信連絡	衛星電話設備（固定電話、FAX） ^{※1}	a	通信連絡に関する手順	SA所達 ^{※6}
			衛星携帯電話			
			統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ^{※1} （TV会議システム、IP電話、IP-FAX）			
			データ収録装置 ^{※1}			
			IP電話機 ^{※1}			
			加入電話設備（固定電話、FAX） ^{※1}			
			専用電話設備 ^{※1} （固定電話、FAX）			
			携帯電話			
			電力保安通信用電話設備 （保安電話（固定）、保安電話（携帯） 衛星保安電話） ^{※1}			
			社内TV会議システム ^{※1}			
無線通話装置 ^{※1}	a	通信連絡に関する手順	SA所達 ^{※6}			
代替非常用発電機 ^{※2}						
緊急時対策所用発電機 ^{※4}						
ディーゼル発電機燃料油貯蔵 ^{※3}						
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{※3}						
可搬型タンクローリー ^{※3}						

※1：ディーゼル発電機等により給電する。
 ※2：代替非常用発電機、可搬型代替電源車からの給電に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
 ※3：代替非常用発電機、可搬型代替電源車、緊急時対策所用発電機の燃料補給に使用する。代替非常用発電機、可搬型代替電源車の燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、緊急時対策所用発電機に燃料補給する手段は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※4：緊急時対策所用発電機からの給電に関する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
 ※5：重大事故対策において用いる設備の分類
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備
 b：37条に適合する重大事故等対処設備
 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																										
<p>表 2.19-1 通信連絡設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>衛星電話（固定）</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>衛星系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(2) 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>緊急時衛星通報システム</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>衛星系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>TV会議システム</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>有線系回線、衛星系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>IP電話</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>有線系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>IP電話</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>衛星系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>IP-FAX</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>有線系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>IP-FAX</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>衛星系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(4) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>有線系回線、無線系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(5) 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>安全パラメータ伝送システム</td></tr> <tr><td>使用回線</td><td>有線系回線、衛星系回線</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(6) SPDS表示装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr><td>設備名</td><td>SPDS表示装置</td></tr> <tr><td>個数</td><td>一式</td></tr> </table>	設備名	衛星電話（固定）	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	緊急時衛星通報システム	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	TV会議システム	使用回線	有線系回線、衛星系回線	個数	一式	設備名	IP電話	使用回線	有線系回線	個数	一式	設備名	IP電話	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	IP-FAX	使用回線	有線系回線	個数	一式	設備名	IP-FAX	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	安全パラメータ表示システム（SPDS）	使用回線	有線系回線、無線系回線	個数	一式	設備名	安全パラメータ伝送システム	使用回線	有線系回線、衛星系回線	個数	一式	設備名	SPDS表示装置	個数	一式	<p>第10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p> <p>(1) 無線連絡設備 無線連絡設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(2) 衛星電話設備 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. データ収集装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>b. SPDS 伝送装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>c. SPDS 表示装置 個数 一式</p> <p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p>		
設備名	衛星電話（固定）																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	緊急時衛星通報システム																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	TV会議システム																																																												
使用回線	有線系回線、衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP電話																																																												
使用回線	有線系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP電話																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP-FAX																																																												
使用回線	有線系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP-FAX																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																												
使用回線	有線系回線、無線系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	安全パラメータ伝送システム																																																												
使用回線	有線系回線、衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	SPDS表示装置																																																												
個数	一式																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>b. IP 電話 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個 数 一式</p> <p>c. IP-FAX 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(5) データ伝送設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. SPDS 伝送装置 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個 数 一式</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																														
<p>表 2.19-2 通信連絡設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(2) 衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（可搬）</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(3) トランシーバー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>トランシーバー</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(4) 携行型通話装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(5) インターフォン（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	設備名	衛星電話（携帯）	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	衛星電話（可搬）	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	トランシーバー	使用回線	無線系回線	個数	一式	設備名	携行型通話装置	使用回線	有線系回線	個数	一式	設備名	インターフォン	使用回線	有線系回線	個数	一式	<p>第10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 有線系回線 個数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p>		
設備名	衛星電話（携帯）																																
使用回線	衛星系回線																																
個数	一式																																
設備名	衛星電話（可搬）																																
使用回線	衛星系回線																																
個数	一式																																
設備名	トランシーバー																																
使用回線	無線系回線																																
個数	一式																																
設備名	携行型通話装置																																
使用回線	有線系回線																																
個数	一式																																
設備名	インターフォン																																
使用回線	有線系回線																																
個数	一式																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>3.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.1.1 設備概要</p> <p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型）</p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型）</p> <p>(4) 衛星電話設備（固定型）</p> <p>(5) 衛星電話設備（携帯型）</p> <p>(6) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>3.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>2.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>(3) 自主対策設備</p> <p>2.19.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>2.19.2.1.1 設備概要</p> <p>2.19.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置</p> <p>(2) トランシーバ</p> <p>(3) 衛星電話設備</p> <p>(4) 衛星携帯型電話</p> <p>(5) テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</p> <p>(6) インターフォン</p> <p>(7) データ伝送設備</p> <p>2.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.3.1 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.1.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.4.1 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p>	<p>・女川2号炉で中央制御室や緊急時対策所に設置している無線連絡設備（固定型）は、泊3号炉ではSA設備として設置していないが、衛星電話設備にてその機能（中央制御室や緊急時対策所から現場までの通信機能など）を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。（SA設備としての無線連絡設備が存在しないのは、大飯と同様）</p> <p>・泊3号炉では、緊急時対策所を2棟に分割した設計としていることから、不測の事態が起こった場合においても要員の指揮所、待機所間の往来がなくとも対応がとれるよう、インターフォンおよびテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） 3.19.2.1.4.2 安全パラメータ表示システム（SPDS）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） 3.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） 3.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備 3.19.2.2.1 設備概要 3.19.2.2.2 主要設備の仕様 (1) 衛星電話設備（固定型） (2) 衛星電話設備（携帯型） (3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） (4) データ伝送設備 3.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 3.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） 3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）	(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） 2.19.2.1.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） 2.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 2.19.2.1.5.1 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） 2.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備 2.19.2.2.1 設備概要 2.19.2.2.2 主要設備の仕様 (1) 衛星電話設備 (2) 衛星携帯電話 (3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (4) データ伝送設備 2.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 2.19.2.2.3.1 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） 2.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）	・条文内の記載整合

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（添付資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.19.2.2.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>2.19.2.2.4.1 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.2.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>2.19.2.2.5.1 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>（通信連絡を行うために必要な設備）</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a）通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>3.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>（通信連絡を行うために必要な設備）</p> <p>第六十二条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第62条に規定する「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備」とは、以下に掲げる措置またはこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a）通信連絡設備は、代替電源設備（電池等の予備電源設備を含む。）からの給電を可能とすること。</p> <p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>2.19.1 設置許可基準規則第62条への適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集計算機及びデータ表示端末で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p>	<p>・泊3号炉では、緊急時対策所を屋外に2棟に分割した設計としていることから、不測の事態が起こった場合においても要員の指揮所、待機所間の往来がなくとも対応がとれるよう、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）およびインターフォンを設置している。</p> <p>・泊3号炉では、衛星携帯電話で常設および可搬型重大事故対処設備への燃料補給作業を行う発電所災害対策要員と発電所対策本部間の操作、連絡等を行う目的で中央制御室にも衛星携帯電話を保管してい</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうち、データ収集装置は制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は中央制御室内及び中央制御室付近に保管する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォンは、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備のうち、データ収集計算機は原子炉補助建屋内に設置し、データ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>トランシーバは、現場及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は中央制御室内及び中央制御室付近に保管する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォンは、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備のうち、データ収集計算機は原子炉補助建屋内に設置し、データ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、別の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間の連絡用に屋外の現場（可搬型大型送水ポンプ車の車両内）にトランシーバを保管している。 泊3号炉では、中央制御室内の保管スペースの関係から、中央制御室付近にも携帯型通話装置を保管している。 差異理由は前述どおり62-3ページ参照。 泊3号炉では、原子炉補助建屋に伝送装置を配備しているが機能に相違はない。機器配置位置の差異。 女川2号炉で設置している無線連絡設備（固定型）は、泊3号炉ではSA設備として設置していないが、他の設備にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。（大飯と同様） 泊3号炉では、中央制御室待避所がないことから、関連する通信設備を設置していない。（大飯と同様） 電源構成の相違。泊3号炉では、緊急時対策所（指揮所）に設置している衛星電話設備は、代替電源として代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機からの給電を可能としている。なお、中央制御室に設置している衛星電話設備は充電式となっている。 差異理由は前述どおり62-3ページ参照。 泊3号炉では、充電電池を交換する運用としているため。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（固定型） ・無線連絡設備（携帯型） ・携行型通話装置 ・安全パラメータ表示システム（SPDS） （データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置） <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）（3.14 電源設備【57条】） ・可搬型代替交流電源設備（電源車）（3.14 電源設備【57条】） ・緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））（3.18 緊急時対策所【61条】） <p>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>データ収集計算機は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備のうちデータ表示端末は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 ・衛星携帯電話 ・トランシーバ ・携行型通話装置 ・データ伝送設備 （データ収集計算機及びデータ表示端末） ・インターフォン ・テレビ会議システム（指揮所・待機所間） <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】） ・緊急時対策所用発電機（2.18 緊急時対策所【61条】） <p>代替非常用発電機については、「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は「2.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14電源設備【57条】） <p>その他、データ収集計算機、データ表示端末及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電源構成の相違。女川2号炉では可搬型代替交流電源設備からも給電可能としている。（泊3号炉では、代替非常用発電機は多重性を確保している） ・泊3号炉では、原子炉補助建屋に伝送装置を配備しているが機能に相違はない。機器配置位置の違いによる電源構成の差異。 ・代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機を使用する場合、その燃料補給についても記載している。 ・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。 ・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。 ・差異理由は前述どおり当該ページ参照。 ・代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機を使用する場合、その燃料補給についても記載している。 ・泊3号炉では電源の使用目的を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する 通信連絡設備（発電所内） 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a） 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外） 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 衛星電話設備は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。 データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。 なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、「(1)a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p>	<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する 通信設備（発電所内） 重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）は、「(1) a. 通信設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>(2) 発電所外の通信連絡を行うための設備（設置許可基準規則の解釈の第1項a） 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信設備（発電所外） 重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所外）として、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバで構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。 衛星電話設備及び衛星携帯電話は、「(1)a. 通信設備（発電所内）」と同じである。 データ伝送設備は、原子炉補助建屋に設置する設計とする。 なお、データ伝送設備を構成するデータ収集計算機及びERSS伝送サーバは、「(1)a. 通信設備（発電所内）」と同じである。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内及び原子炉補助建屋内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機からの給電が可能な設計とする。 主要な設備は、以下のとおりとする。</p>	<p>・ ERSS 以外の利用可能性を考慮して「等」を記載（大飯も同様）</p> <p>・ 上記同様。</p> <p>・ 泊3号炉では、原子炉補助建屋に伝送装置を配備しているが機能に相違はない。機器配置設計（位置）の相違。</p> <p>・ 泊3号炉では、原子炉補助建屋に主要設備を配備しているが機能に相違はない。機器配置設計（位置）の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

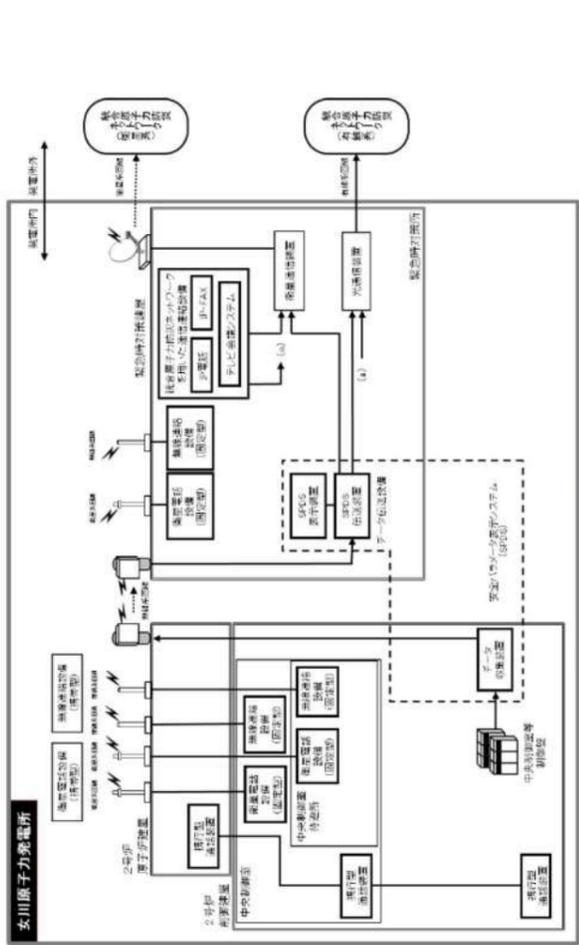
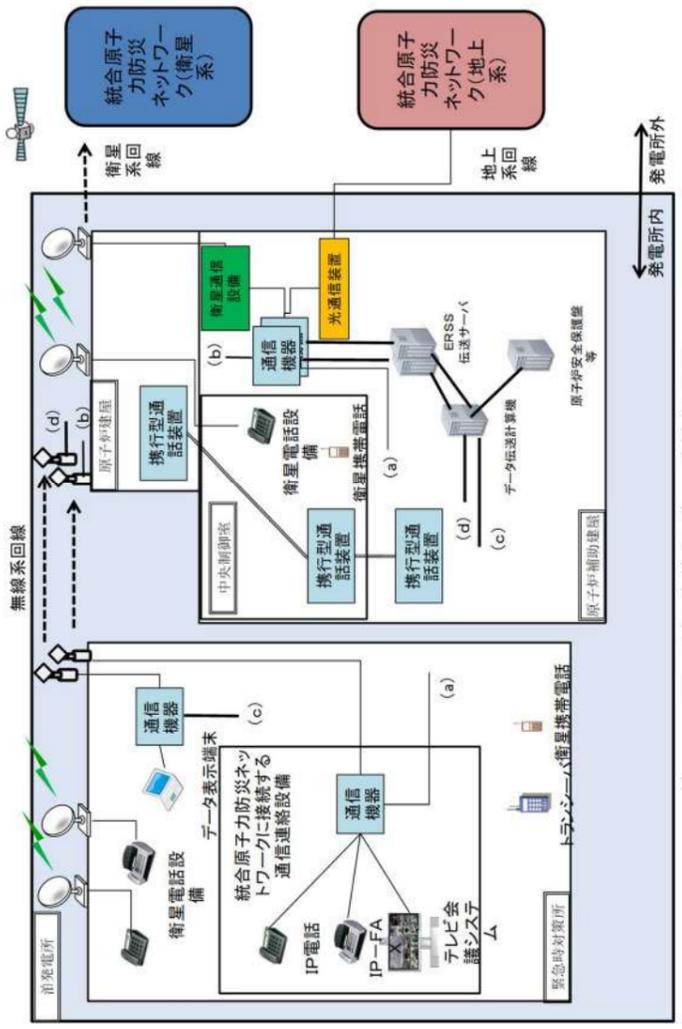
第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>・衛星電話設備（固定型）</p> <p>・衛星電話設備（携帯型）</p> <p>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）</p> <p>・データ伝送設備</p> <p>・常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）（3.14 電源設備【57 条】）</p> <p>・可搬型代替交流電源設備（電源車）（3.14 電源設備【57 条】）</p> <p>・緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））（3.18 緊急時対策所【61 条】）</p> <p>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）については「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備（電源車）については、「3.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））は「3.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する</p> <p>通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p>	<p>・衛星電話設備</p> <p>・衛星携帯電話</p> <p>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP 電話及びIP-FAX）</p> <p>・データ収集計算機</p> <p>・ERSS伝送サーバ</p> <p>・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57 条】）</p> <p>・緊急時対策所用発電機（2.18 緊急時対策所【61 条】）</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14電源設備【57条】）</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57 条】）</p> <p>・可搬型タンクローリー（2.14電源設備【57条】）</p> <p>代替非常用発電機については「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は「2.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機及びERSS伝送サーバの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する</p> <p>通信設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）は、「(2) a. 通信設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備ではないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「2.14電源設備【57条】」に記載する。緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。</p>	<p>・衛星電話設備</p> <p>・衛星携帯電話</p> <p>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP 電話及びIP-FAX）</p> <p>・データ収集計算機</p> <p>・ERSS伝送サーバ</p> <p>・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57 条】）</p> <p>・緊急時対策所用発電機（2.18 緊急時対策所【61 条】）</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14電源設備【57条】）</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57 条】）</p> <p>・可搬型タンクローリー（2.14電源設備【57条】）</p> <p>代替非常用発電機については「2.14 電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は「2.18 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>その他、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機及びERSS伝送サーバの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する</p> <p>通信設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）は、「(2) a. 通信設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備ではないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「2.14電源設備【57条】」に記載する。緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-5 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-5 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-5 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-5 ページ参照。</p> <p>・DB 設備を SA 設備として使用する設備の多様性・位置的分散を考慮しない理由を詳細に記載した。（伊方と同様） 他条文にて適合性を記載する設備について各対応手段の末尾への記載から、適合方針末尾への一括記載に変更している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(3) 自主対策設備 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>a. 送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>放射能観測車から緊急時対策所へモニタリング作業の連絡を行うことができる通信連絡設備として、移動無線設備を設ける。</p> <p>b. 局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</p> <p>発電所外の本店、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として、局線加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム及び専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）を設ける。</p> <p>3.19.2 重大事故等対処設備 3.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備 3.19.2.1.1 設備概要 通信連絡設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。 通信連絡設備（発電所内）は、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備により構成する。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置により構成する。 通信連絡設備の系統概要図を第3.19-1 図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を第</p>	<p>(3) 多様性拡張設備 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための多様性拡張設備として、以下を整備する。</p> <p>a. 運転指令設備（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、無線通話装置 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる通信連絡設備として、運転指令設備（警報装置を含む。）及び電力保安通信用電話設備を設ける。</p> <p>放射能観測車から緊急時対策所へモニタリング作業の連絡を行うことができる通信連絡設備として、無線通話装置を設ける。</p> <p>b. 加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、携帯電話</p> <p>発電所外の本店、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備として、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、携帯電話及び専用電話設備を設ける。</p> <p>2.19.2 重大事故等対処設備 2.19.2.1 発電所内の通信連絡を行うための設備 2.19.2.1.1 設備概要 通信設備（発電所内）は、重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。 通信設備（発電所内）は、携行型通話装置、トランシーバ、衛星電話設備及び衛星携帯電話により構成する。 データ伝送設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。 データ伝送設備は、データ収集計算機及びデータ表示端末により構成する。 通信連絡設備の系統概要図を第2.19-1 図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）を第</p>	<p>・大飯と記載を併せている（高浜も同様）が、基本的に同意</p> <p>・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて携帯電話を利用可能としている。（大飯と同様）</p> <p>・上記参照</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
	<p>3.19-1 表に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち SPDS 表示装置は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>  <p>第 3.19-1 表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）</p>	<p>2.19-1 表に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置、トランシーバ及び衛星携帯電話は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡便な接続及び操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備及びデータ伝送設備のうちデータ表示端末は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>  <p>第 2.19-1 表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所内の通信連絡）</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。 ・ 設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①携行型通話装置【可搬】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備※1</td> <td>常設代替交流電源設備②～⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備②～⑥ 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備②～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 代替所内電気設備②～⑥ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】②～⑥</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。 電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び代替所内電気設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備及び緊急時対策所用高圧母線J系については、「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>3.19.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。 (1) 携行型通話装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 有線系回線 個数 一式</p>	設備区分	設備名	主要設備	①携行型通話装置【可搬】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路（伝送路）	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥	注水先	—	電源設備※1	常設代替交流電源設備②～⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備②～⑥ 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備②～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 代替所内電気設備②～⑥ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】②～⑥	計装設備	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①携行型通話装置【可搬】 ②トランシーバ【可搬】 ③衛星電話設備【常設】（中央制御室） ④衛星電話設備【常設】（緊急時対策所） ⑤衛星携帯電話【可搬】 ⑥テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑦インターフォン【常設】 ⑧データ伝送設備【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】③、④ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン（屋外アンテナ）【常設】⑥、⑦ 無線通信装置【常設】⑧ 有線（建屋内）【可搬】① 有線（建屋内）【常設】③、④ 有線（建屋外）【常設】⑥、⑦、⑧</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>乾電池①、② 充電電池②、③、⑤ 代替交流電源設備④、⑤ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 緊急時対策所用発電機④、⑥～⑧ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。 代替非常用発電機については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>2.19.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。 (1) 携行型通話装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>使用回線 有線系回線 個数 一式</p>	設備区分	設備名	主要設備	①携行型通話装置【可搬】 ②トランシーバ【可搬】 ③衛星電話設備【常設】（中央制御室） ④衛星電話設備【常設】（緊急時対策所） ⑤衛星携帯電話【可搬】 ⑥テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑦インターフォン【常設】 ⑧データ伝送設備【常設】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】③、④ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン（屋外アンテナ）【常設】⑥、⑦ 無線通信装置【常設】⑧ 有線（建屋内）【可搬】① 有線（建屋内）【常設】③、④ 有線（建屋外）【常設】⑥、⑦、⑧	注水先	—	電源設備	乾電池①、② 充電電池②、③、⑤ 代替交流電源設備④、⑤ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 緊急時対策所用発電機④、⑥～⑧ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】	計装設備	—	<p>・電源及び設備構成の相違</p> <p>・差異理由は前述どおり62-5ページ参照。</p> <p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p>
設備区分	設備名																																		
主要設備	①携行型通話装置【可搬】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】																																		
附属設備	—																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																		
流路（伝送路）	無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 無線通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥																																		
注水先	—																																		
電源設備※1	常設代替交流電源設備②～⑥ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備②～⑥ 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備②～⑥ 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備②～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 代替所内電気設備②～⑥ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】②～⑥																																		
計装設備	—																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備	①携行型通話装置【可搬】 ②トランシーバ【可搬】 ③衛星電話設備【常設】（中央制御室） ④衛星電話設備【常設】（緊急時対策所） ⑤衛星携帯電話【可搬】 ⑥テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑦インターフォン【常設】 ⑧データ伝送設備【常設】																																		
附属設備	—																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																		
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】③、④ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン（屋外アンテナ）【常設】⑥、⑦ 無線通信装置【常設】⑧ 有線（建屋内）【可搬】① 有線（建屋内）【常設】③、④ 有線（建屋外）【常設】⑥、⑦、⑧																																		
注水先	—																																		
電源設備	乾電池①、② 充電電池②、③、⑤ 代替交流電源設備④、⑤ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 緊急時対策所用発電機④、⑥～⑧ ディーゼル発電機燃料油貯槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】																																		
計装設備	—																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>使用場所 原子炉建屋付属棟地下1階、地上1階及び地上3階 原子炉建屋原子炉棟地下2階、地下1階、地下中1階、地上1階及び地上2階 制御建屋地下1階、地上1階、地上2階及び地上3階 保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室）</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式 取付箇所 制御建屋地上3階（中央制御室） 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式 使用場所 屋外 保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室） 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(4) 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 制御建屋地上3階（中央制御室） 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(5) 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。</p>	<p>使用場所 原子炉建屋付属棟地下1階、地上1階及び地上3階 原子炉建屋原子炉棟地下2階、地下1階、地下中1階、地上1階及び地上2階 制御建屋地下1階、地上1階、地上2階及び地上3階 保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室）</p> <p>(2) 無線連絡設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式 取付箇所 制御建屋地上3階（中央制御室） 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(3) 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 無線系回線 個数 一式 使用場所 屋外 保管場所 制御建屋地上3階（中央制御室） 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(4) 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） 使用回線 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 制御建屋地上3階（中央制御室） 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(5) 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。</p>	<p>(2) トランシーバ 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>(4) 衛星携帯電話 兼用する設備は以下のとおり。</p>	<p>General プラント配置の相違はあるが、建屋の相違、階層の相違は識別しない。</p> <p>・差異理由は前述どおり62-4ページ参照。</p> <p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 使用場所 屋外 保管場所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(6) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） a. データ収集装置</p> <p>使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式 取付箇所 制御建屋地上3階 b. SPDS 伝送装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所） c. SPDS 表示装置</p>	<p>・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>(5) テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（重大事故等時） 個数 一式</p> <p>(6) インターフォン 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（重大事故等時） 個数 一式</p> <p>(7) データ伝送装置 兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>a. データ収集計算機 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） ・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>b. データ表示端末 ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>(5) テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（重大事故等時） 個数 一式</p> <p>(6) インターフォン 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（重大事故等時） 個数 一式</p> <p>(7) データ伝送装置 兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>a. データ収集計算機 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） ・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>使用回線 有線系回線及び無線系回線 個数 一式</p> <p>b. データ表示端末 ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・兼用設備集約の相違</p> <p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>・設備総称の相違。 女川はデータ収集装置と SPDS 伝送装置を個別に記載。泊はデータ収集計算機で一括。</p> <p>・兼用設備集約の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>個数 一式</p> <p>取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>3.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、可搬型であり、中央制御室に保管し、原子炉建屋及び制御建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉建屋原子炉棟内及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-2表に示す設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-3表に示す設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、可搬型であり、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-4表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-5表に示す設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、可搬型であり、緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外及び緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよ</p>	<p>・緊急時対策所（重大事故等時）</p> <p>・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>・計装設備（重大事故等対処設備）</p> <p>個数 一式</p> <p>2.19.2.1.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、可搬型であり、中央制御室及び中央制御室付近に保管し、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉建屋内及びその他の建屋内のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-2表に示す設計とする。</p> <p>トランシーバは、可搬型であり、屋外及び緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-3表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、中央制御室及び緊急時対策所のそれぞれの環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-4表に示す設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、可搬型であり、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、屋外で使用する設備であることから、想定される重大事故等時における、屋外及び緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・泊3号炉では、発電所災害対策要員が中央制御室に初動で集合し、給水準備作業を行う際に現場と中央制御室又は緊急時対策所との連絡を行う目的で中央制御室に</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																						
<p>う、第3.19-6表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-2表 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1" data-bbox="893 764 1546 1255"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2~12)</p> <p>第3.19-3表 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="893 1415 1546 1864"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>う、第3.19-6表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-2表 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1" data-bbox="893 764 1546 1255"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2~12)</p> <p>第2.19-2表 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1" data-bbox="1656 764 2412 1283"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>よう、第2.19-5表に示す設計とする。また、人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-6表に示す設計とする。</p> <p>インターフォンは、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-7表に示す設計とする。</p> <p>第2.19-2表 想定する環境条件及び荷重条件（携行型通話装置）</p> <table border="1" data-bbox="1656 764 2412 1283"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>衛星携帯電話を保管している。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>
環境条件等	対応																																																																								
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び制御建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																																								
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																																								
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																																								
地震	保管場所である中央制御室で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び制御建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																																								
風（台風）・積雪	中央制御室内に保管し、使用場所である原子炉建屋及び制御建屋において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																																								
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																																								
環境条件等	対応																																																																								
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																																								
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																																								
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																																								
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																																								
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																																								
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																																								
環境条件等	対応																																																																								
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																																								
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																																								
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																																								
地震	保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																																								
風（台風）・積雪	中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																																								
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																																								
環境条件等	対応																																																																								
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																																								
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																																								
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																																								
地震	保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																																								
風（台風）・積雪	中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																																								
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																																								
環境条件等	対応																																																																								
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋及び原子炉補助建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																																								
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																																								
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																																								
地震	保管場所である中央制御室及び中央制御室付近で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																																								
風（台風）・積雪	中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、使用場所である原子炉建屋及び原子炉補助建屋内において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																																								
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																								
	<p>第3.19-4表 想定する環境条件及び荷重条件（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="893 279 1605 814"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p> <p>第3.19-5表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="893 999 1605 1430"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第2.19-3表 想定する環境条件及び荷重条件トランシーバ</p> <table border="1" data-bbox="1665 264 2407 743"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所及び屋外（車両内）で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である緊急時対策所及び屋外（車両内）で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所及び屋外（車両内）に保管し、使用場所である屋外において人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-4表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備）</p> <table border="1" data-bbox="1665 989 2407 1436"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所及び屋外（車両内）で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である緊急時対策所及び屋外（車両内）で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	緊急時対策所及び屋外（車両内）に保管し、使用場所である屋外において人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所内で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																										
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																										
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所及び屋外（車両内）で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	保管場所である緊急時対策所及び屋外（車両内）で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策所及び屋外（車両内）に保管し、使用場所である屋外において人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																										
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																								
	<p>第3.19-6表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="890 262 1617 798"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-14)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>第2.19-5表 想定する環境条件及び荷重条件（衛星携帯電話）</p> <table border="1" data-bbox="1662 262 2404 745"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-6表 想定する環境条件及び荷重条件（テレビ会議システム（指揮所・待機所間））</p> <table border="1" data-bbox="1662 913 2404 1354"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-7表 想定する環境条件及び荷重条件（インターフォン）</p> <table border="1" data-bbox="1662 1491 2404 1921"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。	風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	保管場所である緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策所内に保管し、使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。また、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	保管場所である中央制御室及び緊急時対策所で想定される地震動に対し、転倒防止措置等を行う。使用場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。																																																										
風（台風）・積雪	中央制御室及び緊急時対策所に保管し、使用場所である屋外において人が携行して使用することから、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度および放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策所に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室から携行型通話装置を運搬し、専用接続箱が設置してある場所において、携行型通話装置と専用接続箱をケーブルで接続することにより中央制御室（通信連絡が必要な場所）と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携行型通話装置の呼出ボタンを押し（スイッチ操作）、中央制御室（通信連絡が必要な場所）の携行型通話装置の呼び出しベルを鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。</p> <p>操作が必要な対象機器について第3.19-7表に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避所含む）及び緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-8表に示す。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所から無線連絡設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-9表に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室（中央制御室待避所含む）及び緊急時対策所において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、人が携行して使用が可能な設計とし、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び中央制御室付近から携行型通話装置を運搬し、専用接続箱が設置してある場所において、携行型通話装置と専用接続箱をケーブルで接続することにより中央制御室（通信連絡が必要な場所）と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>通信連絡を行うための操作をするにあたり、運転員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、携行型通話装置の呼出ボタンを押し（スイッチ操作）、中央制御室（通信連絡が必要な場所）の携行型通話装置の呼び出しブザーを鳴らすことにより、確実に通話の開始が可能な設計とする。</p> <p>操作が必要な対象機器について第2.19-8表に示す。</p> <p>トランシーバは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である屋外（車両）及び緊急時対策所からトランシーバを運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、通話ボタンを押す（スイッチ操作）ことにより、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-9表に示す。</p> <p>衛星電話設備は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である中央制御室及び緊急時対策所において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-10表に示す。</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・携行型通話装置の機種の違い（呼び出し機能としては相違ない）</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-11 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																						
	<p>第3.19-10表に示す。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である緊急時対策所から衛星電話設備（携帯型）を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-11表に示す。</p> <p>第3.19-7表 操作対象機器（携行型通話装置（保管場所：中央制御室））</p> <table border="1" data-bbox="914 1333 1605 1680"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">携行型通話装置</td> <td>—</td> <td rowspan="3">制御建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td rowspan="3">原子炉建屋内・ 制御建屋内</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-8-2)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携行型通話装置	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	—	原子炉建屋内・ 制御建屋内	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	<p>衛星携帯電話は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、保管場所である中央制御室及び緊急時対策所から衛星携帯電話を運搬し、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般の携帯型電話機と同様の操作（スイッチ操作）により、屋外から通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-11表に示す。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所において、一般のテレビ会議システムと同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-12表に示す。</p> <p>インターフォンは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所において、一般の電話と同様の操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-13表に示す。</p> <p>第2.19-8表 操作対象機器（携行型通話装置（保管場所：中央制御室及び中央制御室付近））</p> <table border="1" data-bbox="1665 1333 2407 1680"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">携行型通話装置</td> <td>—</td> <td rowspan="3">原子炉補助建屋中央制御 室、中央制御室付近</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td rowspan="3">原子炉補助建屋内・原子 炉建屋内</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>人力接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	携行型通話装置	—	原子炉補助建屋中央制御 室、中央制御室付近	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	—	原子炉補助建屋内・原子 炉建屋内	運搬・設置	ケーブル接続	人力接続	起動・停止 (通信連絡)	スイッチ操作	<p>・差異理由は前述どおり 62-13 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																						
携行型通話装置	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置																																						
	ケーブル接続		人力接続																																						
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																						
	—	原子炉建屋内・ 制御建屋内	運搬・設置																																						
	ケーブル接続		人力接続																																						
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																						
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																						
携行型通話装置	—	原子炉補助建屋中央制御 室、中央制御室付近	運搬・設置																																						
	ケーブル接続		人力接続																																						
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																						
	—	原子炉補助建屋内・原子 炉建屋内	運搬・設置																																						
	ケーブル接続		人力接続																																						
	起動・停止 (通信連絡)		スイッチ操作																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																															
	<p>第3.19-8表 操作対象機器（無線連絡設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="914 275 1614 449"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備（固定型）</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>制御建屋内 中央制御室 <small>(中央制御室待避所含む。)</small></td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p> <p>第3.19-9表 操作対象機器（無線連絡設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="914 621 1614 898"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無線連絡設備（携帯型）</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>制御建屋内 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p> <p>第3.19-10表 操作対象機器（衛星電話設備（固定型））</p> <table border="1" data-bbox="914 1073 1614 1247"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（固定型）</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>制御建屋内 中央制御室 <small>(中央制御室待避所含む。)</small></td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-3)</p> <p>第3.19-11表 操作対象機器（衛星電話設備（携帯型））</p> <table border="1" data-bbox="914 1421 1614 1596"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備（携帯型）</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-8-4)</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 <small>(中央制御室待避所含む。)</small>	スイッチ操作	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 <small>(中央制御室待避所含む。)</small>	スイッチ操作	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<p>第2.19-9表 操作対象機器（トランシーバ）</p> <table border="1" data-bbox="1665 611 2347 905"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">トランシーバ</td> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>屋外現場(車両内)</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-10表 操作対象機器（衛星電話設備）</p> <table border="1" data-bbox="1665 1083 2407 1272"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>原子炉補助建屋内 中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-11表 操作対象機器（衛星携帯電話）</p> <table border="1" data-bbox="1665 1421 2365 1740"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">衛星携帯電話</td> <td>—</td> <td>原子炉補助建屋 中央制御室</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>緊急時対策所</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	トランシーバ	—	緊急時対策所	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	—	屋外現場(車両内)	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星電話設備	起動・停止 (通信連絡)	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	衛星携帯電話	—	原子炉補助建屋 中央制御室	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	—	緊急時対策所	運搬・設置	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																															
無線連絡設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 <small>(中央制御室待避所含む。)</small>	スイッチ操作																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																															
無線連絡設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																																																																															
	—	制御建屋内 中央制御室	運搬・設置																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																															
衛星電話設備（固定型）	起動・停止 (通信連絡)	制御建屋内 中央制御室 <small>(中央制御室待避所含む。)</small>	スイッチ操作																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																															
衛星電話設備（携帯型）	—	緊急時対策所	運搬・設置																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																															
トランシーバ	—	緊急時対策所	運搬・設置																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																																																																															
	—	屋外現場(車両内)	運搬・設置																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																															
衛星電話設備	起動・停止 (通信連絡)	原子炉補助建屋内 中央制御室	スイッチ操作																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																																																																															
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																															
衛星携帯電話	—	原子炉補助建屋 中央制御室	運搬・設置																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																																																																															
	—	緊急時対策所	運搬・設置																																																																																															
	起動・停止 (通信連絡)	屋外	スイッチ操作																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 携行型通話装置は、第3.19-12表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）は、第3.19-13表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、第3.19-14表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>第2.19-12表 操作対象機器（テレビ会議システム（指揮所・待機所間））</p> <table border="1" data-bbox="1656 346 2415 478"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</td> <td>起動・停止（通信連絡）</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-13表 操作対象機器（インターフォン）</p> <table border="1" data-bbox="1656 613 2415 745"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフォン</td> <td>起動・停止（通信連絡）</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 携行型通話装置は、第2.19-14表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。 トランシーバは、第2.19-15表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。 衛星電話設備及び衛星携帯電話は、第2.19-16表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、第2.19-17表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	起動・停止（通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	インターフォン	起動・停止（通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	起動・停止（通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作																
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																
インターフォン	起動・停止（通信連絡）	緊急時対策所	スイッチ操作																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																								
	<p>第3.19-12表 携行型通話装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="884 310 1611 478"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-3)</p> <p>第3.19-13表 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="884 695 1611 863"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-4~6)</p> <p>第3.19-14表 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="884 1079 1611 1247"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-2, 62-5-7~8)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第2.19-14表 携行型通話装置の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1665 310 2412 478"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-15表 トランシーバの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1665 688 2412 856"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-16表 衛星電話設備及び衛星携帯電話の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1665 1073 2412 1241"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.19-17表 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1665 1415 2412 1583"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認	外観点検	外観の確認	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																																									
	外観検査	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																																																									
	外観点検	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																																																									
	外観点検	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																																																									
	外観点検	外観の確認																																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																									
運転中又は停止中	機能・性能検査	通話通信の確認																																																									
	外観点検	外観の確認																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>携行型通話装置、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(62-4-3)</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所で使用する場合、中央制御室と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。携行型通話装置は、専用通信線を用いることにより送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(62-4-3)</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(62-4-3)</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用</p>	<p>携行型通話装置、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(62-4-3)</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所で使用する場合、中央制御室と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。携行型通話装置は、専用通信線を用いることにより送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(62-4-3)</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、専用のケーブル及び屋外アンテナを用いることにより、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備から分離された構成とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(62-4-3)</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して単独で使用</p>	<p>携行型通話装置、トランシーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、想定される重大事故等時において他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。携行型通話装置は、専用通信線を用いることにより運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して分離された構成とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>トランシーバは、他の設備と独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、他の設備と独立して単独で使用可能とし、</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 携行型通話装置の設置場所、操作場所を第3.19-15表に示す。このうち、制御建屋地上3階の中央制御室、制御建屋地上2階、地上1階及び地下1階で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。 原子炉建屋付属棟地上3階、地上1階及び地下1階で操作する携行型通話装置は、その他の建屋内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。 原子炉建屋原子炉棟地上2階、地上1階、地下中1階、地下1階及び地下2階で操作する携行型通話装置は、原子炉建屋原子炉棟内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、原子炉建屋内に中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。 なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の設置場所に移動することにより操作が可能である。</p>	<p>他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するインターフォンは、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。 携行型通話装置の設置場所、操作場所を第2.19-18表に示す。このうち、中央制御室および、原子炉補助建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の操作場所に移動することにより操作が可能である。</p>	<p>他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するインターフォンは、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。 携行型通話装置の設置場所、操作場所を第2.19-18表に示す。このうち、中央制御室および、原子炉補助建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の操作場所に移動することにより操作が可能である。</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>General プラント配置の相違はあるが、建屋の相違、階層の相違は識別しない。</p> <p>General プラント配置の相違はあるが、建屋の相違、階層の相違は識別しない。</p> <p>・泊では携行型通話装置の使用場所を操作場所として記載しているため。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>無線連絡設備（固定型）の設置場所、操作場所を第3.19-16表に示す。無線連絡設備（固定型）は、中央制御室（中央制御室待避所含む。）及び緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の設置場所、操作場所を第3.19-17表に示す。無線連絡設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の設置場所、操作場所を第3.19-18表に示す。衛星電話設備（固定型）は、中央制御室（中央制御室待避所含む。）及び緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の設置場所、操作場所を第3.19-19表に示す。衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p>	<p>トランシーバの設置場所、操作場所を第2.19-19表に示す。トランシーバは、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星電話設備の設置場所、操作場所を第2.19-20表に示す。衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>衛星携帯電話の設置場所、操作場所を第2.19-21表に示す。衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）の設置場所、操作場所を第2.19-22表に示す。テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>インターフォンの設置場所、操作場所を第2.19-23表に示す。インターフォンは、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>
	<p>第3.19-15表 操作対象機器設置場所</p>	<p>第2.19-18表 操作対象機器設置場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																			
	<p>(携帯型通話装置 (保管場所：中央制御室))</p> <table border="1" data-bbox="884 268 1587 871"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">携帯型通話装置</td><td>制御建屋地上3階</td><td>制御建屋地上3階 中央制御室</td></tr> <tr><td>制御建屋地上2階</td><td>制御建屋地上2階</td></tr> <tr><td>制御建屋地上1階</td><td>制御建屋地上1階</td></tr> <tr><td>制御建屋地下1階</td><td>制御建屋地下1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋附属棟 地上3階</td><td>原子炉建屋附属棟 地上3階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋附属棟 地上1階</td><td>原子炉建屋附属棟 地上1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋附属棟 地下1階</td><td>原子炉建屋附属棟 地下1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地上2階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地上2階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地上1階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地上1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地下中1階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地下中1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地下1階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地下1階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟 地下2階</td><td>原子炉建屋原子炉棟 地下2階</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2~12, 62-8-2)</p> <p>第3.19-16表 操作対象機器設置場所 (無線連絡設備 (固定型))</p> <table border="1" data-bbox="884 1113 1587 1291"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">無線連絡設備 (固定型)</td><td>制御建屋地上3階</td><td>制御建屋地上3階 中央制御室 (中央制御室待避所含む。)</td></tr> <tr><td>緊急時対策建屋 地下2階</td><td>緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14, 62-8-3)</p> <p>第3.19-17表 操作対象機器設置場所 (無線連絡設備 (携帯型))</p> <table border="1" data-bbox="884 1491 1587 1596"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>無線連絡設備 (携帯型)</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table> <p>(62-3-3, 62-3-14, 62-8-4)</p> <p>第3.19-18表 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備 (固定型))</p>	機器名称	設置場所	操作場所	携帯型通話装置	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室	制御建屋地上2階	制御建屋地上2階	制御建屋地上1階	制御建屋地上1階	制御建屋地下1階	制御建屋地下1階	原子炉建屋附属棟 地上3階	原子炉建屋附属棟 地上3階	原子炉建屋附属棟 地上1階	原子炉建屋附属棟 地上1階	原子炉建屋附属棟 地下1階	原子炉建屋附属棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地上2階	原子炉建屋原子炉棟 地上2階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地下中1階	原子炉建屋原子炉棟 地下中1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備 (固定型)	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室 (中央制御室待避所含む。)	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	機器名称	設置場所	操作場所	無線連絡設備 (携帯型)	屋外	屋外	<p>(携帯型通話装置 (保管場所：中央制御室及び中央制御室付近))</p> <table border="1" data-bbox="1668 304 2410 903"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">携帯型通話装置</td><td rowspan="6">原子炉建屋地上2階</td><td>原子炉建屋地上6階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋地上5階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋地上4階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋地上3階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋地上2階</td></tr> <tr><td>原子炉建屋地上1階</td></tr> <tr><td rowspan="8">原子炉建屋地上1階</td><td>原子炉建屋地下1階中間床</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋地上5階</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋地上3階</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋地上2階 中央制御室</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋地上1階中間床</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋地上1階</td></tr> <tr><td>原子炉補助建屋地下2階</td></tr> </tbody> </table> <p>第2.19-19表 操作対象機器設置場所 (トランシーバ)</p> <table border="1" data-bbox="1668 1459 2410 1585"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トランシーバ</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table> <p>第2.19-20表 操作対象機器設置場所 (衛星電話設備)</p>	機器名称	設置場所	操作場所	携帯型通話装置	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上6階	原子炉建屋地上5階	原子炉建屋地上4階	原子炉建屋地上3階	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地下1階中間床	原子炉補助建屋地上5階	原子炉補助建屋地上3階	原子炉補助建屋地上2階 中央制御室	原子炉補助建屋地上1階中間床	原子炉補助建屋地上1階	原子炉補助建屋地下2階	機器名称	設置場所	操作場所	トランシーバ	屋外	屋外	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																																																				
携帯型通話装置	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室																																																																				
	制御建屋地上2階	制御建屋地上2階																																																																				
	制御建屋地上1階	制御建屋地上1階																																																																				
	制御建屋地下1階	制御建屋地下1階																																																																				
	原子炉建屋附属棟 地上3階	原子炉建屋附属棟 地上3階																																																																				
	原子炉建屋附属棟 地上1階	原子炉建屋附属棟 地上1階																																																																				
	原子炉建屋附属棟 地下1階	原子炉建屋附属棟 地下1階																																																																				
	原子炉建屋原子炉棟 地上2階	原子炉建屋原子炉棟 地上2階																																																																				
	原子炉建屋原子炉棟 地上1階	原子炉建屋原子炉棟 地上1階																																																																				
	原子炉建屋原子炉棟 地下中1階	原子炉建屋原子炉棟 地下中1階																																																																				
	原子炉建屋原子炉棟 地下1階	原子炉建屋原子炉棟 地下1階																																																																				
	原子炉建屋原子炉棟 地下2階	原子炉建屋原子炉棟 地下2階																																																																				
	機器名称	設置場所	操作場所																																																																			
	無線連絡設備 (固定型)	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室 (中央制御室待避所含む。)																																																																			
緊急時対策建屋 地下2階		緊急時対策所																																																																				
機器名称	設置場所	操作場所																																																																				
無線連絡設備 (携帯型)	屋外	屋外																																																																				
機器名称	設置場所	操作場所																																																																				
携帯型通話装置	原子炉建屋地上2階	原子炉建屋地上6階																																																																				
		原子炉建屋地上5階																																																																				
		原子炉建屋地上4階																																																																				
		原子炉建屋地上3階																																																																				
		原子炉建屋地上2階																																																																				
		原子炉建屋地上1階																																																																				
	原子炉建屋地上1階	原子炉建屋地下1階中間床																																																																				
		原子炉補助建屋地上5階																																																																				
		原子炉補助建屋地上3階																																																																				
		原子炉補助建屋地上2階 中央制御室																																																																				
		原子炉補助建屋地上1階中間床																																																																				
		原子炉補助建屋地上1階																																																																				
		原子炉補助建屋地下2階																																																																				
		機器名称	設置場所	操作場所																																																																		
トランシーバ	屋外	屋外																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																												
	<p>型))</p> <table border="1" data-bbox="884 275 1611 470"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備(固定型)</td> <td>制御建屋地上3階</td> <td>制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避 所含む。)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-14, 62-8-3)</p> <p>第3.19-19表 操作対象機器設置場所(衛星電話設備(携帯型))</p> <table border="1" data-bbox="884 680 1611 793"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備(携帯型)</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-14, 62-8-4)</p> <p>3.19.2.1.3.2 安全パラメータ表示システム(SPDS)に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備(固定型)	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避 所含む。)	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備(携帯型)	屋外	屋外	<table border="1" data-bbox="1670 264 2427 447"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-21表 操作対象機器設置場所(衛星携帯電話)</p> <table border="1" data-bbox="1670 657 2427 779"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-22表 操作対象機器設置場所(テレビ会議システム(指揮所・待機所間))</p> <table border="1" data-bbox="1670 993 2427 1171"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機所</td> <td>緊急時対策所待機所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-23表 操作対象機器設置場所(インターフォン)</p> <table border="1" data-bbox="1670 1297 2427 1476"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">インターフォン</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> <td>緊急時対策所指揮所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所待機所</td> <td>緊急時対策所待機所</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.19.2.1.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性</p>	機器名称	設置場所	操作場所	衛星電話設備	原子炉補助建屋	中央制御室	緊急時対策所	緊急時対策所	機器名称	設置場所	操作場所	衛星携帯電話	屋外	屋外	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所待機所	緊急時対策所待機所	機器名称	設置場所	操作場所	インターフォン	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所待機所	緊急時対策所待機所	<p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>
機器名称	設置場所	操作場所																																													
衛星電話設備(固定型)	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階 中央制御室(中央制御室待避 所含む。)																																													
	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																													
衛星電話設備(携帯型)	屋外	屋外																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																													
衛星電話設備	原子炉補助建屋	中央制御室																																													
	緊急時対策所	緊急時対策所																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																													
衛星携帯電話	屋外	屋外																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																													
テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																																													
	緊急時対策所待機所	緊急時対策所待機所																																													
機器名称	設置場所	操作場所																																													
インターフォン	緊急時対策所指揮所	緊急時対策所指揮所																																													
	緊急時対策所待機所	緊急時対策所待機所																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																												
	<p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、データ収集装置は、制御建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、制御建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-20表に示す設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-21表に示す設計とする。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p> <p>第3.19-20表 想定する環境条件及び荷重条件（データ収集装置）</p> <table border="1" data-bbox="878 804 1620 1312"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。 データ伝送設備のうち、データ収集計算機は、原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉補助建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-24表に示す設計とする。</p> <p>また、データ伝送設備のうち、データ表示端末は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-25表に示す設計とする。</p> <p>第2.19-24表 想定する環境条件及び荷重条件（データ収集計算機）</p> <table border="1" data-bbox="1659 804 2412 1173"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>・装置の配置場所の相違（女川）制御建屋、（泊）原子炉補助建屋</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																												
	<p>第3.19-21表 想定する環境条件及び荷重条件 (SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="878 310 1617 814"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、データ収集装置及びSPDS伝送装置は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。 また、安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち、SPDS表示装置は、電源、通信ケーブルは接続されており、各パラメータを監視するにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所である緊急時対策所において、一般のコンピュータと同様に電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、操作（スイッチ操作）することにより、確実に各パラメータを監視することが可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-22表に示す。</p> <p>第3.19-22表 操作対象機器 (SPDS 表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="878 1728 1617 1858"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS 表示装置</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-8-5)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	SPDS 表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作	<p>第2.19-25表 想定する環境条件及び荷重条件 (データ表示装置)</p> <table border="1" data-bbox="1662 302 2404 674"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備のうち、データ収集計算機は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。 また、データ伝送設備のうち、データ表示端末は、電源、通信ケーブルは接続されており、各パラメータを監視するにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。想定される重大事故等が発生した場合において、設置場所である緊急時対策所において、一般のコンピュータと同様に電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、操作（スイッチ操作）することにより、確実に各パラメータを監視することが可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-26表に示す。</p> <p>第2.19-26表 操作対象機器 (データ表示端末)</p> <table border="1" data-bbox="1662 1724 2404 1854"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>起動・停止 (パラメータ監視)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	データ表示端末	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作	
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																												
SPDS 表示装置	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作																																												
環境条件等	対応																																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																																														
風(台風)・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風(台風)及び積雪の影響は受けない。																																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																														
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																												
データ表示端末	起動・停止 (パラメータ監視)	緊急時対策所	スイッチ操作																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、第3.19-23表に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として機能（データの表示及び伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-23表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="884 772 1617 940"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能（データの表示及び伝送）の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-13, 62-5-14)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(62-4-9)</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示及び伝送）の確認	外観検査	外観の確認	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備は、第2.19-27表に示すとおり、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として機能（データの表示及び伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第2.19-27表 データ伝送設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1670 772 2404 940"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能検査</td> <td>機能（データの伝送）の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能検査	機能（データの伝送）の確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの表示及び伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能検査	機能（データの伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
	<p>(62-4-9)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち操作が必要であるSPDS表示装置の設置場所、操作場所を第3.19-24表に示す。SPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第3.19-24表 操作対象機器設置場所（SPDS 表示装置）</p> <table border="1" data-bbox="878 877 1617 989"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SPDS 表示装置</td> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14)</p> <p>3.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>無線連絡設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時、対応する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所と屋外の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。 (62-6-4, 62-6-11)</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p>	機器名称	設置場所	操作場所	SPDS 表示装置	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備のうち操作が必要であるデータ表示端末の設置場所、操作場所を第2.19-28表に示す。データ表示端末は、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第2.19-28表 操作対象機器設置場所（データ表示端末）</p> <table border="1" data-bbox="1659 886 2407 1005"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.19.2.1.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。</p>	機器名称	設置場所	操作場所	データ表示端末	緊急時対策所	緊急時対策所	<p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>
機器名称	設置場所	操作場所													
SPDS 表示装置	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所													
機器名称	設置場所	操作場所													
データ表示端末	緊急時対策所	緊急時対策所													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、中央制御室と緊急時対策所との操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>さらに、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。 (62-6-4, 62-6-6, 62-6-11)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対</p>	<p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、中央制御室と緊急時対策所との操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（待機所）の操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>インターフォンは、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（待機所）の操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>さらに、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 衛星電話設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対</p>	<p>また、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、中央制御室と緊急時対策所との操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（待機所）の操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>インターフォンは、想定される重大事故等時、発電所内の通信連絡をする台数として、対応する運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所（待機所）の操作・作業に係る必要な場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>さらに、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、携帯電話、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合の必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 衛星電話設備、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-8 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。 ・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する無線連絡設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機、電源車及び電源車（緊急時対策所用）からの給電により使用することで、第3.19-25表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、第3.19-25表で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に設置し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（固定型）の独立性については、第3.19-26表で示すとおり、</p> <p>地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ガスタービン発電機、電源車及び電源車（緊急時対策所用）からの給電により使用することで、第3.19-27表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、第3.19-27表で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備の電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、代替非常用発電機、緊急時対策所用発電機及び充電池からの給電により使用することで、第2.19-29表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び専用蓄電池からの給電により使用する運転指令設備、並びに、非常用ディーゼル発電機及び通信用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、第2.19-30表で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>・差異理由は前述どおり62-4ページ参照。</p> <p>・中央制御室に設置している衛星電話設備の電源構成の相違</p> <p>・蓄電池接続構成の相違。（どちらも蓄電池に接続されていることには相違ない）</p> <p>（女川）送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備は、一つの通信用電源装置（蓄電池）に接続</p> <p>（泊）運転指令装置は専用蓄電池に、電力保安通信用電話設備の蓄電池は通信用蓄電池にそれぞれ接続されている。DB設備の相違であるが、差異を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に設置し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）の独立性については、第3.19-28表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋、原子炉建屋及び緊急時対策所に設置し、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置し、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>衛星電話設備の独立性については、第2.19-31表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に該当するテレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、同様の機能を持つ運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することで、第2.19-32表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機及び専用蓄電池からの給電により使用する運転指令設備、並びに、非常用ディーゼル発電機及び通信用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、緊急時対策所内に設置することで、第2.19-32表で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に設置し、運転指令設備の主要設備は電気建屋に設置し、電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの独立性については、第2.19-33表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p><u>General</u> プラント配置の相違はあるが、建屋の相違、階層の相違は識別しない。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																									
	<p>第3.19-25表 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（1/2） （中央制御室）</p>		<p>・差異理由は前述どおり62-4ページ参照。</p>																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th></th> <th>無線連絡設備（固定型）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>可搬型代替交流電源設備（電源車）</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地上2階</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>制御建屋地上2階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>無線系回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御建屋地上2階</td> <td>制御建屋地上2階</td> <td>制御建屋地上3階</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備		無線連絡設備（固定型）		ポンプ	不要	不要		不要		水源	不要	不要		不要		駆動用空気	不要	不要		不要		潤滑油	不要	不要		不要		冷却水	不要	不要		不要		駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）	制御建屋地上2階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）	流路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	有線系回線	無線系回線	無線系回線	主要設備設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（固定型）			制御建屋地上2階	制御建屋地上2階	制御建屋地上3階			
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																								
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備		無線連絡設備（固定型）																																																																								
ポンプ	不要	不要		不要																																																																								
水源	不要	不要		不要																																																																								
駆動用空気	不要	不要		不要																																																																								
潤滑油	不要	不要		不要																																																																								
冷却水	不要	不要		不要																																																																								
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）																																																																							
	制御建屋地上2階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																																							
流路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内																																																																							
	有線系回線	有線系回線	有線系回線	無線系回線	無線系回線																																																																							
主要設備設置場所	制御装置	交換機	無線連絡設備（固定型）																																																																									
	制御建屋地上2階	制御建屋地上2階	制御建屋地上3階																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																										
	<p>第3.19-25表 無線連絡設備（固定型）の多様性又は位置的分散（2/2） （緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="884 346 1561 934"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th></th> <th>無線連絡設備（固定型）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋地上1階</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>制御建屋地上2階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</td> <td>屋外（緊急時対策建屋北側）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急時対策建屋地上1階</td> <td colspan="2">制御建屋地上2階</td> <td>緊急時対策建屋地下2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備		無線連絡設備（固定型）		ポンプ	不要	不要		不要		水源	不要	不要		不要		駆動用空気	不要	不要		不要		潤滑油	不要	不要		不要		冷却水	不要	不要		不要		駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））	緊急時対策建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（緊急時対策建屋北側）	流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内	有線系回線		有線系回線		無線系回線	主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備（固定型）	緊急時対策建屋地上1階		制御建屋地上2階		緊急時対策建屋地下2階		<p>・差異理由は前述どおり62-4ページ参照。</p>
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																									
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備		無線連絡設備（固定型）																																																																									
ポンプ	不要	不要		不要																																																																									
水源	不要	不要		不要																																																																									
駆動用空気	不要	不要		不要																																																																									
潤滑油	不要	不要		不要																																																																									
冷却水	不要	不要		不要																																																																									
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））																																																																								
	緊急時対策建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（緊急時対策建屋北側）																																																																								
流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内																																																																								
	有線系回線		有線系回線		無線系回線																																																																								
主要設備設置場所	制御装置		交換機		無線連絡設備（固定型）																																																																								
	緊急時対策建屋地上1階		制御建屋地上2階		緊急時対策建屋地下2階																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																				
	<p>第3.19-26表 無線連絡設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1" data-bbox="884 304 1567 1134"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング） 及び 電力保安通信用電話設備</th> <th></th> <th>無線連絡設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通 要因 故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>無線連絡設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（固定型）を設置する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~5) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14) (62-4-3)</p>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備	送受話器（ページング） 及び 電力保安通信用電話設備		無線連絡設備（固定型）	共通 要因 故障	地震	—	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	無線連絡設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（固定型）を設置する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。			<p>・差異理由は前述とおり62-4ページ参照。</p>
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備 及び重大事故緩和設備																				
	送受話器（ページング） 及び 電力保安通信用電話設備		無線連絡設備（固定型）																				
共通 要因 故障	地震	—	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する無線連絡設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																				
	津波	—	無線連絡設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（固定型）を設置する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																				
	火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																					
	溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																				
	<p>第3.19-27表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）（1/2） （中央制御室）</p> <table border="1" data-bbox="878 344 1617 1054"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> <th>衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>可搬型代替交流電源設備（電源車）</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地上2階</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>制御建屋地上2階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</td> <td>屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地上2階</td> <td>制御建屋地上2階</td> <td>制御建屋地上3階</td> <td>制御建屋地上3階</td> <td>制御建屋地上3階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）	制御建屋地上2階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）	流路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	有線系回線	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	制御建屋地上2階	制御建屋地上2階	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階	<p>第2.19-29表 衛星電話設備の多様性又は位置的分散（発電所内）（1/2） （中央制御室）</p> <table border="1" data-bbox="1662 428 2415 1005"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">運転指令設備</th> <th colspan="2">電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源（専用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>非常用所内電源（通信用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>充電機</td> </tr> <tr> <td>電気建屋</td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>原子炉建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td>衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気建屋</td> <td colspan="2">総合管理事務所</td> <td>原子炉建屋</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用所内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	充電機	電気建屋	ディーゼル発電機建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機建屋	原子炉建屋	流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内	有線系回線		有線系回線		衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備	電気建屋		総合管理事務所		原子炉建屋	
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																			
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）																																																																																																																																																		
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	可搬型代替交流電源設備（電源車）																																																																																																																																																		
	制御建屋地上2階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）																																																																																																																																																		
流路（伝送路）	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内	発電所内																																																																																																																																																		
	有線系回線	有線系回線	有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	衛星系回線（通信事業者回線）																																																																																																																																																		
主要設備設置場所	制御装置	交換機	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）																																																																																																																																																		
	制御建屋地上2階	制御建屋地上2階	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階	制御建屋地上3階																																																																																																																																																		
項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																		
	運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星電話設備																																																																																																																																																		
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
駆動電源	非常用所内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	充電機																																																																																																																																																		
	電気建屋	ディーゼル発電機建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機建屋	原子炉建屋																																																																																																																																																		
流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																																																																																		
	有線系回線		有線系回線		衛星系回線（通信事業者回線）																																																																																																																																																		
主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備																																																																																																																																																		
	電気建屋		総合管理事務所		原子炉建屋																																																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																	
	<p>第3.19-27表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所内）（2/2） （緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="881 342 1623 1008"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受信器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th></th> <th colspan="2">衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td></td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋地上1階</td> <td>原子炉建屋地上1階</td> <td>制御建屋地上2階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</td> <td>屋外（緊急時対策建屋北側）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急時対策建屋地上1階</td> <td colspan="2">制御建屋地上2階</td> <td>緊急時対策建屋地下2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		送受信器（ページング）	電力保安通信用電話設備		衛星電話設備（固定型）		ポンプ	不要	不要		不要		水源	不要	不要		不要		駆動用空気	不要	不要		不要		潤滑油	不要	不要		不要		冷却水	不要	不要		不要		駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））	緊急時対策建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（緊急時対策建屋北側）	流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内	有線系回線		有線系回線		衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備（固定型）	緊急時対策建屋地上1階		制御建屋地上2階		緊急時対策建屋地下2階	<p>第2.19-30表 衛星電話設備の多様性又は位置的分散（発電所内）（2/2） （緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="1662 342 2412 978"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">運転指令設備</th> <th colspan="2">電力保安通信用電話設備</th> <th colspan="2">衛星電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源（専用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>非常用所内電源（通信用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>電気建屋</td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td colspan="2">衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気建屋</td> <td colspan="2">総合管理事務所</td> <td colspan="2">緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星電話設備		ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要		水源	不要	不要	不要	不要	不要		駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要		潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要		冷却水	不要	不要	不要	不要	不要		駆動電源	非常用所内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機	電気建屋	ディーゼル発電機建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機建屋	屋外	屋外	流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内		有線系回線		有線系回線		衛星系回線（通信事業者回線）		主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備		電気建屋		総合管理事務所		緊急時対策所		
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																																
	送受信器（ページング）	電力保安通信用電話設備		衛星電話設備（固定型）																																																																																																																																																																
ポンプ	不要	不要		不要																																																																																																																																																																
水源	不要	不要		不要																																																																																																																																																																
駆動用空気	不要	不要		不要																																																																																																																																																																
潤滑油	不要	不要		不要																																																																																																																																																																
冷却水	不要	不要		不要																																																																																																																																																																
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））																																																																																																																																																															
	緊急時対策建屋地上1階	原子炉建屋地上1階	制御建屋地上2階	屋外（緊急用電気品建屋地上1階）	屋外（緊急時対策建屋北側）																																																																																																																																																															
流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																																																																																															
	有線系回線		有線系回線		衛星系回線（通信事業者回線）																																																																																																																																																															
主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備（固定型）																																																																																																																																																															
	緊急時対策建屋地上1階		制御建屋地上2階		緊急時対策建屋地下2階																																																																																																																																																															
項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																															
	運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星電話設備																																																																																																																																																															
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																															
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																															
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																															
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																															
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																															
駆動電源	非常用所内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																														
	電気建屋	ディーゼル発電機建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機建屋	屋外	屋外																																																																																																																																																														
流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																																																																																															
	有線系回線		有線系回線		衛星系回線（通信事業者回線）																																																																																																																																																															
主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備																																																																																																																																																															
	電気建屋		総合管理事務所		緊急時対策所																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																														
	<p>第3.19-28表 衛星電話設備（固定型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" data-bbox="884 310 1614 1266"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備 衛星電話設備（固定型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 衛星電話設備（固定型）を設置する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-2-2~6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14) (62-4-3)</p>	項目	設計基準対象施設		送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備 衛星電話設備（固定型）	共通要因故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 衛星電話設備（固定型）を設置する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。		<p>第2.19-31表 衛星電話設備の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" data-bbox="1665 300 2412 940"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備 衛星電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、使用する屋外アンテナ及びアンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>衛星電話設備を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備 衛星電話設備	共通要因故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、使用する屋外アンテナ及びアンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	衛星電話設備を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。	
項目	設計基準対象施設																																
	送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備 衛星電話設備（固定型）																															
共通要因故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																															
	津波	衛星電話設備（固定型）を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 衛星電話設備（固定型）を設置する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																															
火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																
溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（固定型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																
項目	設計基準対象施設																																
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備 衛星電話設備																															
共通要因故障	地震	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、使用する屋外アンテナ及びアンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																															
	津波	衛星電話設備を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																															
	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。																															
	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																							
		<p>第2.19-32表 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの多様性又は位置的分散（発電所内）（緊急時対策所）</p> <table border="1" data-bbox="1656 373 2415 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">運転指令設備</th> <th colspan="2">電力保安通信用電話設備</th> <th colspan="2">衛星電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源 (専用蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>非常用所内電源 (通信用蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>緊急時対策所用 発電機</td> </tr> <tr> <td>電気建屋</td> <td>ディーゼル発電機 建屋</td> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機 建屋</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路 (伝送路)</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td colspan="2">衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気建屋</td> <td colspan="2">総合管理事務所</td> <td colspan="2">緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星電話設備		ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用所内電源 (専用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源 (通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用 発電機	電気建屋	ディーゼル発電機 建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	屋外	屋外	流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内		有線系回線		有線系回線		衛星系回線 (通信事業者回線)		主要設備 設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備		電気建屋		総合管理事務所		緊急時対策所		<p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>
項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																					
	運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星電話設備																																																																																					
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																				
水源	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																				
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																				
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																				
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																				
駆動電源	非常用所内電源 (専用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源 (通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用 発電機																																																																																				
	電気建屋	ディーゼル発電機 建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	屋外	屋外																																																																																				
流路 (伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																					
	有線系回線		有線系回線		衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																					
主要設備 設置場所	制御装置		交換機		衛星電話設備																																																																																					
	電気建屋		総合管理事務所		緊急時対策所																																																																																					
		<p>第2.19-33表 テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" data-bbox="1656 1228 2415 1858"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th colspan="2">衛星電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因 故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td colspan="2">中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、使用する屋外アンテナ及びアンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td colspan="2">衛星電話設備を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="3">設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="3">設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		運転指令設備及び電力保安通信用電話設備		衛星電話設備		共通要因 故障	地震	—	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、使用する屋外アンテナ及びアンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。		津波	—	衛星電話設備を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。		火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。			溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。			<p>・差異理由は前述どおり 62-3 ページ参照。</p>																																																													
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																						
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備		衛星電話設備																																																																																							
共通要因 故障	地震	—	中央制御室及び緊急時対策所内に設置する衛星電話設備は、使用する屋外アンテナ及びアンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																							
	津波	—	衛星電話設備を設置する中央制御室は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																							
	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																								
	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.19.2.1.4.2 安全パラメータ表示システム (SPDS) に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。 安全パラメータ表示システム (SPDS) は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちSPDS表示装置は、緊急時対策所内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に一式を保管する設計とする。 (62-6-12~24)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 安全パラメータ表示システム (SPDS) は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 常設重大事故緩和設備に該当する安全パラメータ表示システム (SPDS) は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋及び緊急時対策所内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、第3.19-29表及び第3.19-30表に示すとおり、多様性</p>	<p>2.19.2.1.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。 データ伝送設備は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要データ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備のうちデータ表示端末は、緊急時対策所内に一式を設置し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に一式を保管する設計とする。</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 データ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 常設重大事故緩和設備に該当するデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、第2.19-34表及び第2.19-35表に示すとおり、多様性</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																								
	<p>を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>第3.19-29表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の多様性又は位置的分散 (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="878 430 1617 1186"> <tr> <td rowspan="3">項目</td> <td colspan="4">重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="4">安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">データ収集装置</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="4">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電器 (125V蓄電池)</td> <td>非常用ディーゼル 発電機</td> <td>常設代替交流 電源設備 (ガスタービン 発電機)</td> <td>可搬型代替交流 電源設備 (電源車)</td> </tr> <tr> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)</td> <td>屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td colspan="4">発電所内 建屋間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="4">無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td colspan="4">データ収集装置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">制御建屋 地上3階</td> </tr> </table>	項目	重大事故緩和設備				安全パラメータ表示システム（SPDS）				データ収集装置				ポンプ	不要				水源	不要				駆動用空気	不要				潤滑油	不要				冷却水	不要				駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	非常用ディーゼル 発電機	常設代替交流 電源設備 (ガスタービン 発電機)	可搬型代替交流 電源設備 (電源車)	制御建屋 地下1階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)	流路 (伝送路)	発電所内 建屋間				有線系回線				無線系回線				主要設備 設置場所	データ収集装置				制御建屋 地上3階				<p>を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>第2.19-34表 データ伝送設備の多様性又は位置的分散 (1/2)</p> <table border="1" data-bbox="1662 420 2415 1018"> <tr> <td rowspan="2">項目</td> <td colspan="3">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">データ収集計算機</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>インバータ</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>代替非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋</td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td colspan="3">発電所内 建屋間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">有線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="3">無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td colspan="3">データ収集計算機</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子炉補助建屋</td> </tr> </table>	項目	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備			データ収集計算機			ポンプ	不要			水源	不要			駆動用空気	不要			潤滑油	不要			冷却水	不要			駆動電源	インバータ	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	原子炉建屋	ディーゼル発電機建屋	屋外	流路 (伝送路)	発電所内 建屋間			有線系回線			無線系回線			主要設備 設置場所	データ収集計算機			原子炉補助建屋			
項目	重大事故緩和設備																																																																																																																										
	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																																																																																										
	データ収集装置																																																																																																																										
ポンプ	不要																																																																																																																										
水源	不要																																																																																																																										
駆動用空気	不要																																																																																																																										
潤滑油	不要																																																																																																																										
冷却水	不要																																																																																																																										
駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	非常用ディーゼル 発電機	常設代替交流 電源設備 (ガスタービン 発電機)	可搬型代替交流 電源設備 (電源車)																																																																																																																							
	制御建屋 地下1階	原子炉建屋 地上1階	屋外 (緊急用電気品建屋 地上1階)	屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)																																																																																																																							
流路 (伝送路)	発電所内 建屋間																																																																																																																										
	有線系回線																																																																																																																										
	無線系回線																																																																																																																										
主要設備 設置場所	データ収集装置																																																																																																																										
	制御建屋 地上3階																																																																																																																										
項目	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																										
	データ収集計算機																																																																																																																										
ポンプ	不要																																																																																																																										
水源	不要																																																																																																																										
駆動用空気	不要																																																																																																																										
潤滑油	不要																																																																																																																										
冷却水	不要																																																																																																																										
駆動電源	インバータ	ディーゼル発電機	代替非常用発電機																																																																																																																								
	原子炉建屋	ディーゼル発電機建屋	屋外																																																																																																																								
流路 (伝送路)	発電所内 建屋間																																																																																																																										
	有線系回線																																																																																																																										
	無線系回線																																																																																																																										
主要設備 設置場所	データ収集計算機																																																																																																																										
	原子炉補助建屋																																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																	
	<p>第3.19-29表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の多様性又は位置的分散 (2/2)</p> <table border="1" data-bbox="884 346 1611 1081"> <tr> <td rowspan="3">項目</td> <td colspan="6">重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="6">安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">SPDS表示装置</td> <td colspan="3">SPDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電器 (125V蓄電池)</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備 (電源車 (緊急時対策所用))</td> <td>125V充電器 (125V蓄電池)</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備 (電源車 (緊急時対策所用))</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策棟屋地上1階</td> <td>屋外 (緊急用電気品棟屋地上1階)</td> <td>屋外 (緊急時対策棟屋北側)</td> <td>緊急時対策棟屋地上1階</td> <td>屋外 (緊急用電気品棟屋地上1階)</td> <td>屋外 (緊急時対策棟屋北側)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="3">発電所内 糖屋間</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-</td> <td colspan="3">有線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-</td> <td colspan="3">無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="3">SPDS表示装置</td> <td colspan="3">SPDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td colspan="6">緊急時対策棟屋 地下2階</td> </tr> </table> <p>第3.19-30表 安全パラメータ表示システム（SPDS）の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="884 1234 1611 1564"> <tr> <td colspan="2">重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御棟屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14) (62-4-9)</p> <p>3.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p>	項目	重大事故緩和設備						安全パラメータ表示システム（SPDS）						SPDS表示装置			SPDS伝送装置			ポンプ	不要		不要			水源	不要		不要			駆動用空気	不要		不要			潤滑油	不要		不要			冷却水	不要		不要			駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策所用代替交流電源設備 (電源車 (緊急時対策所用))	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策所用代替交流電源設備 (電源車 (緊急時対策所用))	緊急時対策棟屋地上1階	屋外 (緊急用電気品棟屋地上1階)	屋外 (緊急時対策棟屋北側)	緊急時対策棟屋地上1階	屋外 (緊急用電気品棟屋地上1階)	屋外 (緊急時対策棟屋北側)	流路 (伝送路)	-			発電所内 糖屋間			-			有線系回線			-			無線系回線			主要設備設置場所	SPDS表示装置			SPDS伝送装置			緊急時対策棟屋 地下2階						重大事故緩和設備		安全パラメータ表示システム（SPDS）		安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御棟屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。		安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。		<p>第2.19-34表 データ伝送設備の多様性又は位置的分散 (2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1665 346 2410 1081"> <tr> <td rowspan="2">項目</td> <td colspan="3">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">データ表示端末</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>代替非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td colspan="3">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="3">データ表示装置</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急時対策所</td> </tr> </table> <p>第2.19-35表 データ伝送設備の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="1665 1255 2410 1522"> <tr> <td colspan="2">重大事項緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送装置のうち、緊急時対策所に設置するデータ表示端末は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>2.19.2.1.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>2.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p>	項目	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備			データ表示端末			ポンプ	不要			水源	不要			駆動用空気	不要			潤滑油	不要			冷却水	不要			駆動電源	ディーゼル発電機	緊急時対策所用発電機	代替非常用発電機	ディーゼル発電機建屋	屋外	屋外	流路 (伝送路)	-			-			-			主要設備設置場所	データ表示装置			緊急時対策所			重大事項緩和設備		データ伝送設備		データ伝送設備のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。		データ伝送装置のうち、緊急時対策所に設置するデータ表示端末は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。		
項目	重大事故緩和設備																																																																																																																																																																			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																																																																																																																																			
	SPDS表示装置			SPDS伝送装置																																																																																																																																																																
ポンプ	不要		不要																																																																																																																																																																	
水源	不要		不要																																																																																																																																																																	
駆動用空気	不要		不要																																																																																																																																																																	
潤滑油	不要		不要																																																																																																																																																																	
冷却水	不要		不要																																																																																																																																																																	
駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策所用代替交流電源設備 (電源車 (緊急時対策所用))	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策所用代替交流電源設備 (電源車 (緊急時対策所用))																																																																																																																																																														
	緊急時対策棟屋地上1階	屋外 (緊急用電気品棟屋地上1階)	屋外 (緊急時対策棟屋北側)	緊急時対策棟屋地上1階	屋外 (緊急用電気品棟屋地上1階)	屋外 (緊急時対策棟屋北側)																																																																																																																																																														
流路 (伝送路)	-			発電所内 糖屋間																																																																																																																																																																
	-			有線系回線																																																																																																																																																																
	-			無線系回線																																																																																																																																																																
主要設備設置場所	SPDS表示装置			SPDS伝送装置																																																																																																																																																																
	緊急時対策棟屋 地下2階																																																																																																																																																																			
重大事故緩和設備																																																																																																																																																																				
安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																																																																																																																																				
安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、データ収集装置は、耐震性を有する制御棟屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																				
安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																				
項目	重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																																			
	データ表示端末																																																																																																																																																																			
ポンプ	不要																																																																																																																																																																			
水源	不要																																																																																																																																																																			
駆動用空気	不要																																																																																																																																																																			
潤滑油	不要																																																																																																																																																																			
冷却水	不要																																																																																																																																																																			
駆動電源	ディーゼル発電機	緊急時対策所用発電機	代替非常用発電機																																																																																																																																																																	
	ディーゼル発電機建屋	屋外	屋外																																																																																																																																																																	
流路 (伝送路)	-																																																																																																																																																																			
	-																																																																																																																																																																			
	-																																																																																																																																																																			
主要設備設置場所	データ表示装置																																																																																																																																																																			
	緊急時対策所																																																																																																																																																																			
重大事項緩和設備																																																																																																																																																																				
データ伝送設備																																																																																																																																																																				
データ伝送設備のうち、データ収集計算機は、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、使用する無線通信装置及び屋外アンテナ、無線通信装置及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																				
データ伝送装置のうち、緊急時対策所に設置するデータ表示端末は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、想定される重大事故等時、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な台数を保管する設計とする。</p> <p>中央制御室内に保管する携行型通話装置は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合は必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。 (62-6-4, 62-6-10)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外と緊急時対策所及び中央制御室の操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合は必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。 (62-6-4, 62-6-11)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時、送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の保管台数は、必要な台数に加え、保守点検又は故障時のバックアップ用として、自主的に十分に余裕のある台数を保管する設計とする。 (62-6-4, 62-6-6)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に</p>	<p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、想定される重大事故等時、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、発電所内の建屋内に必要な通信連絡を行うために必要な台数を保管する設計とする。</p> <p>中央制御室内及び中央制御室付近に保管する携行型通話装置は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合は必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>トランシーバは、想定される重大事故等時、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備が使用できない状況において、屋外の現場間における操作・作業に係る必要な連絡を行うために使用する場合は、有効性評価における各事故シーケンスグループ等で使用する場合は必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用として、自主的に十分に余裕のある台数を保管する。</p> <p>衛星携帯設備は、想定される重大事故等時、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、携帯電話、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話の保管台数は、必要な台数に加え、保守点検又は故障時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に</p>	<p>・ 差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・ 通信設備利用方法の相違。泊3号炉では屋外と緊急時対策所及び中央制御室との連絡は衛星電話設備及び衛星携帯電話を使用している。</p> <p>・ 給水準備作業などにおける現場の発電所災害対策要員間の連絡に使用するトランシーバは、必要台数4台に対し、12台保管しているため。</p> <p>・ 差異理由は前述どおり 62-8 ページ参照。</p> <p>・ 泊3号炉の予備機保管台数は、必要数量と同数であることから一式としている。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>示す。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池等の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置と専用接続箱との接続については、必要に応じて敷設する中継用ケーブルドラムを使用することを可能な設計とし、専用接続箱との接続と同様、確実及び簡便な接続が可能な設計とする。</p> <p>(62-8-2)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、常設設備と接続せず充電式電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>示す。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置と専用接続箱との接続については、必要に応じて敷設する中継用ケーブルドラムを使用することを可能な設計とし、専用接続箱との接続と同様、確実及び簡便な接続が可能な設計とする。</p> <p>トランシーバ及び衛星携帯電話は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</p> <p>トランシーバ及び衛星携帯電話は、常設設備と接続せず充電式電池又は乾電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>示す。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置と専用接続箱との接続については、必要に応じて敷設する中継用ケーブルドラムを使用することを可能な設計とし、専用接続箱との接続と同様、確実及び簡便な接続が可能な設計とする。</p> <p>トランシーバ及び衛星携帯電話は、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬設備である携行型通話装置は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給するための設備ではなく、中央制御室と建屋内の必要のある場所との間で必要な通信連絡を行うことを目的として設置する設計とする。</p> <p>トランシーバ及び衛星携帯電話は、常設設備と接続せず充電式電池又は乾電池からの給電により使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>・泊3号炉は乾電池式</p> <p>・泊3号炉のトランシーバは、充電式電池のトランシーバ及び乾電池式のトランシーバがあるため。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>携行型通話装置の設置場所、操作場所のうち、制御建屋地上3階の中央制御室、制御建屋地上2階、地上1階及び地下1階で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋付属棟地上3階、地上1階及び地下1階で操作する携行型通話装置は、その他の建屋内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟地上2階、地上1階、地下中1階、地下1階及び地下2階で操作する携行型通話装置は、原子炉建屋原子炉棟内で操作することから、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、原子炉建屋内に中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作位置の放射線量が高く操作ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の設置場所に移動することにより操作が可能である。 (62-3-2~12)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。 (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 携行型通話装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室内に保管し、送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。 (62-3-2~12)</p>	<p>携行型通話装置の設置場所、操作場所のうち、中央制御室および、原子炉補助建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の操作場所に移動することにより操作が可能である。</p> <p>トランシーバ及び衛星携帯電話は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 携行型通話装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び衛星電話設備と位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>携行型通話装置の設置場所、操作場所のうち、中央制御室および、原子炉補助建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>原子炉建屋で操作する携行型通話装置は、操作場所の放射線量が高くなるおそれがあるが、人が携行して使用する設備であるため、操作する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。また、中継用ケーブルを敷設して携行型通話装置を使用する場合は、放射線量を確認して、適切な放射線防護の対策を行い、作業安全を確認した上で操作が可能である。</p> <p>なお、対策を行った上でも操作場所の放射線量が高く通信連絡ができない場合は、放射線量が高くなるおそれが少ない別の操作場所に移動することにより操作が可能である。</p> <p>トランシーバ及び衛星携帯電話は、屋外で操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 携行型通話装置は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び衛星電話設備と位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>General プラント配置の相違はあるが、建屋の相違、階層の相違は識別しない。</p> <p>General プラント配置の相違はあるが、建屋の相違、階層の相違は識別しない。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-23 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。 ・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>無線連絡設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。 (62-3-2~4, 62-3-13, 62-3-14)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管し、送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、局線加入電話設備、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。 (62-3-2~4, 62-3-13, 62-3-14)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 携行型通話装置は、中央制御室内に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。 (62-7-3~9)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。 (62-7-2~9)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。 (62-7-2)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項</p>	<p>無線連絡設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）と位置的分散を図る設計とする。 (62-3-2~4, 62-3-13, 62-3-14)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管し、送受信器（ページング）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、局線加入電話設備、無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。 (62-3-2~4, 62-3-13, 62-3-14)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 携行型通話装置は、中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。 (62-7-3~9)</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。 (62-7-2~9)</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。 (62-7-2)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項</p>	<p>トランシーバは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内又は屋外（車両内）に保管し、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星電話設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管し、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、専用電話設備、加入電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 携行型通話装置は、中央制御室内及び中央制御室付近に保管し、人が運搬及び携行し、建屋内で使用することが可能な設計とする。 (62-7-3~9)</p> <p>トランシーバは、緊急時対策所内及び屋外（車両内）に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管し、人が運搬及び携行し、屋外で使用することが可能な設計とする。 (62-7-2)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-11 ページ参照。 ・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-11 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-13 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池等を使用することで、第3.19-31表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室内に保管することで、第3.19-31表で示すとおり、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>携行型通話装置の独立性については、第3.19-32表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、第3.19-33表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することで、第3.19-33表で示すとおり送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2</p>	<p>重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池等を使用することで、第2.19-37表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は専用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室内中央制御室付近に保管することで、第2.19-37表で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、運転指令設備は電気建屋に設置、及び電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>携行型通話装置の独立性については、第2.19-38表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>トランシーバの電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池及び乾電池を使用することで、第2.19-39表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は専用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、トランシーバは、屋外（車両内）及び緊急時対策所内に保管することで、第2.19-39表で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋及び屋外（車両内）に保管</p>	<p>重大事故防止設備のうち可搬型ものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備に該当する携行型通話装置の電源は、同様の機能を持つ送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、乾電池等を使用することで、第2.19-37表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は専用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室内中央制御室付近に保管することで、第2.19-37表で示すとおり、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、運転指令設備は電気建屋に設置、及び電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>携行型通話装置の独立性については、第2.19-38表で示すとおり、地震、津波、火災、溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>トランシーバの電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池及び乾電池を使用することで、第2.19-39表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は専用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、トランシーバは、屋外（車両内）及び緊急時対策所内に保管することで、第2.19-39表で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋及び屋外（車両内）に保管</p>	<p>・通信用蓄電池の電源構成の相違（どちらも蓄電池に接続されていることは相違ない） ・差異理由は前述どおり 62-4 ページ参照。</p> <p>・設計基準事故対処設備である、泊3号炉の運転指令設備および電力保安通信用電話設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた場所には保管されていないが、このパラグラフでは、共通的要因での機能喪失の設計に関する記載であり、両設備ともに位置的分散を図っていることから、共通要因で同時に機能を喪失することはない。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-32 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-38 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-2 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階及び緊急時対策建屋地上1階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）の独立性については、第3.19-34表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、同様の機能を送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、第3.19-35表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、第3.19-35表で示すとおり送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋地下2階に保管し、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備の主要設備は制御建屋地上2階及び緊急時対策建屋地上1階に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星電話設備（携帯型）の独立性については、第3.19-36表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>し、運転指令設備の主要設備は電気建屋及び電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>トランシーバの独立性については、第2.19-40表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話の電源は、同様の機能を運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、充電式電池を使用することで、第2.19-41表で示すとおり、非常用ディーゼル発電機又は専用蓄電池からの給電により使用する運転指令設備及び、非常用ディーゼル発電機又は通信用蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、衛星携帯電話は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することで、第3.19-41表で示すとおり運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>主要設備の設置場所については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所及び原子炉補助建屋に保管し、運転指令設備の主要設備は電気建屋及び電力保安通信用電話設備の主要設備は総合管理事務所に設置することにより位置的分散を図り、共通要因によって、同時に機能を喪失しない設計とする。</p> <p>発電所内の衛星携帯電話の独立性については、第2.19-42表で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するために独立性を確保する設計とする。</p>	<p>・差異理由は前述どおり 62-29 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-45 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-13 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-13 ページ参照。</p> <p>・差異理由は前述どおり 62-45 ページ参照。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																							
	<p>第3.19-31表 携行型通話装置の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器(ページング)</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>通信用電源装置(蓄電池)</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用電源装置(蓄電池)</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置(蓄電池)</td> <td>乾電池(本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>制御棟屋地上2階</td> <td>原子炉棟屋地上1階</td> <td>制御棟屋地上2階</td> <td>制御棟屋地上3階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路(伝送路)</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> </tr> <tr> <td colspan="2">制御棟屋地上2階</td> <td colspan="2">制御棟屋地上2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器(ページング)	電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	携行型通話装置	ポンプ	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用電源装置(蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置(蓄電池)	乾電池(本体内蔵)	制御棟屋地上2階	原子炉棟屋地上1階	制御棟屋地上2階	制御棟屋地上3階	流路(伝送路)	発電所内		発電所内		有線系回線		有線系回線		主要設備設置場所	制御装置		交換機		制御棟屋地上2階		制御棟屋地上2階		<p>第2.19-37表 携行型通話装置の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>通信用電源装置(蓄電池)</th> <th>ディーゼル発電機</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源(専用蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>非常用所内電源(通信用蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>乾電池(本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td>電気絶屋</td> <td>ディーゼル発電機絶屋</td> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機絶屋</td> <td>原子炉補助絶屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路(伝送路)</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気絶屋</td> <td colspan="2">総合管理事務所</td> <td>原子炉補助絶屋(保管場所)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	ディーゼル発電機	携行型通話装置	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用所内電源(専用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源(通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	乾電池(本体内蔵)	電気絶屋	ディーゼル発電機絶屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機絶屋	原子炉補助絶屋	流路(伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内	有線系回線		有線系回線		有線系回線	主要設備設置場所	制御装置		交換機		携行型通話装置	電気絶屋		総合管理事務所		原子炉補助絶屋(保管場所)	
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																						
	送受話器(ページング)	電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	携行型通話装置																																																																																																																																						
ポンプ	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																						
水源	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																						
潤滑油	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																						
冷却水	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																						
駆動電源	非常用電源装置(蓄電池)	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置(蓄電池)	乾電池(本体内蔵)																																																																																																																																						
	制御棟屋地上2階	原子炉棟屋地上1階	制御棟屋地上2階	制御棟屋地上3階																																																																																																																																						
流路(伝送路)	発電所内		発電所内																																																																																																																																							
	有線系回線		有線系回線																																																																																																																																							
主要設備設置場所	制御装置		交換機																																																																																																																																							
	制御棟屋地上2階		制御棟屋地上2階																																																																																																																																							
項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																					
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	ディーゼル発電機	携行型通話装置																																																																																																																																					
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																					
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																					
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																					
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																					
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																					
駆動電源	非常用所内電源(専用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源(通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	乾電池(本体内蔵)																																																																																																																																					
	電気絶屋	ディーゼル発電機絶屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機絶屋	原子炉補助絶屋																																																																																																																																					
流路(伝送路)	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																																																																					
	有線系回線		有線系回線		有線系回線																																																																																																																																					
主要設備設置場所	制御装置		交換機		携行型通話装置																																																																																																																																					
	電気絶屋		総合管理事務所		原子炉補助絶屋(保管場所)																																																																																																																																					
	<p>第3.19-32表 携行型通話装置 設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備</th> <th>通信用電源装置(蓄電池)</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>-</td> <td>制御棟屋及び原子炉棟屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>-</td> <td>携行型通話装置を保管する制御棟屋は防潮堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~5) (62-3-2~12) (62-4-3)</p>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	携行型通話装置	共通要因故障	地震	-	制御棟屋及び原子炉棟屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	-	携行型通話装置を保管する制御棟屋は防潮堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)		溢水	設計基準対象施設である送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)		<p>第2.19-38表 携行型通話装置 設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>通信用電源装置(蓄電池)</th> <th>携行型通話装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>-</td> <td>原子炉棟屋及び原子炉補助絶屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する通話装置用ケーブル及び接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>-</td> <td>携行型通話装置を保管する原子炉補助絶屋は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	携行型通話装置	共通要因故障	地震	-	原子炉棟屋及び原子炉補助絶屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する通話装置用ケーブル及び接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	-	携行型通話装置を保管する原子炉補助絶屋は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。		溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																	
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																							
	送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	携行型通話装置																																																																																																																																							
共通要因故障	地震	-	制御棟屋及び原子炉棟屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する専用通信線及び専用接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																							
	津波	-	携行型通話装置を保管する制御棟屋は防潮堤を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																							
	火災	設計基準対象施設である送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																																																																																								
	溢水	設計基準対象施設である送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																																																																																								
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																							
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	通信用電源装置(蓄電池)	携行型通話装置																																																																																																																																							
共通要因故障	地震	-	原子炉棟屋及び原子炉補助絶屋内に設置又は保管する携行型通話装置は、使用する通話装置用ケーブル及び接続箱を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																							
	津波	-	携行型通話装置を保管する原子炉補助絶屋は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																							
	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																																																								
	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携行型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																						
	<p>第3.19-33表 無線連絡設備（携帯型）の多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>無線連絡設備（携帯型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">充電式電池（本体内部）</td> </tr> <tr> <td>制御棟屋地上2階、緊急時対策棟屋地上1階</td> <td>原子炉棟屋地上1階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">制御棟屋 地上2階、緊急時対策棟屋 地上1階</td> <td>制御棟屋 地上2階、緊急時対策棟屋 地下2階（保管場所）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.19-34表 無線連絡設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備</th> <th>無線連絡設備（携帯型）</th> <th>無線連絡設備（携帯型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けにくい。 また、耐震性が確保された制御棟屋及び緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>無線連絡設備（携帯型）を保管する制御棟屋は防備塔を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	充電式電池（本体内部）	制御棟屋地上2階、緊急時対策棟屋地上1階	原子炉棟屋地上1階	流路（伝送路）	発電所内		発電所内	有線系回線		無線系回線	主要設備設置場所	制御装置		無線連絡設備（携帯型）	制御棟屋 地上2階、緊急時対策棟屋 地上1階		制御棟屋 地上2階、緊急時対策棟屋 地下2階（保管場所）	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）	共通要因故障	地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けにくい。 また、耐震性が確保された制御棟屋及び緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	無線連絡設備（携帯型）を保管する制御棟屋は防備塔を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>第2.19-39表 トランシーバの多様性又は位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>トランシーバ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源（専用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">充電式電池（本体内部）</td> </tr> <tr> <td>電気建屋</td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td>トランシーバ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気建屋</td> <td>屋外（車両内）（保管場所） 緊急時対策所（保管場所）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-40表 トランシーバの設計基準対象施設との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>無線連絡設備（携帯型）</th> <th>トランシーバ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>屋外及び緊急時対策所内に設置又は保管するトランシーバは、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>トランシーバを保管する緊急時対策所及び屋外（車両）は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるトランシーバは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>—</td> <td>設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	トランシーバ	ポンプ	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	駆動電源	非常用所内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	充電式電池（本体内部）	電気建屋	ディーゼル発電機建屋	流路（伝送路）	発電所内		発電所内	有線系回線		無線系回線	主要設備設置場所	制御装置		トランシーバ	電気建屋		屋外（車両内）（保管場所） 緊急時対策所（保管場所）	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）	トランシーバ	共通要因故障	地震	—	屋外及び緊急時対策所内に設置又は保管するトランシーバは、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	—	トランシーバを保管する緊急時対策所及び屋外（車両）は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるトランシーバは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。	溢水	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。	
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																						
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）																																																																																																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																																																						
水源	不要	不要	不要																																																																																																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																																																						
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	充電式電池（本体内部）																																																																																																																																						
	制御棟屋地上2階、緊急時対策棟屋地上1階	原子炉棟屋地上1階																																																																																																																																							
流路（伝送路）	発電所内		発電所内																																																																																																																																						
	有線系回線		無線系回線																																																																																																																																						
主要設備設置場所	制御装置		無線連絡設備（携帯型）																																																																																																																																						
	制御棟屋 地上2階、緊急時対策棟屋 地上1階		制御棟屋 地上2階、緊急時対策棟屋 地下2階（保管場所）																																																																																																																																						
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																						
	送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）																																																																																																																																						
共通要因故障	地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けにくい。 また、耐震性が確保された制御棟屋及び緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																						
	津波	—	無線連絡設備（携帯型）を保管する制御棟屋は防備塔を設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 無線連絡設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																						
	火災	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																																																																						
	溢水	—	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である無線連絡設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																																																																						
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																						
	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	トランシーバ																																																																																																																																						
ポンプ	不要	不要	不要																																																																																																																																						
水源	不要	不要	不要																																																																																																																																						
駆動用空気	不要	不要	不要																																																																																																																																						
潤滑油	不要	不要	不要																																																																																																																																						
冷却水	不要	不要	不要																																																																																																																																						
駆動電源	非常用所内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	充電式電池（本体内部）																																																																																																																																						
	電気建屋	ディーゼル発電機建屋																																																																																																																																							
流路（伝送路）	発電所内		発電所内																																																																																																																																						
	有線系回線		無線系回線																																																																																																																																						
主要設備設置場所	制御装置		トランシーバ																																																																																																																																						
	電気建屋		屋外（車両内）（保管場所） 緊急時対策所（保管場所）																																																																																																																																						
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																						
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備	無線連絡設備（携帯型）	トランシーバ																																																																																																																																						
共通要因故障	地震	—	屋外及び緊急時対策所内に設置又は保管するトランシーバは、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																						
	津波	—	トランシーバを保管する緊急時対策所及び屋外（車両）は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																						
	火災	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備であるトランシーバは、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																																																						
	溢水	—	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である携帯型通話装置は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																			
	<p>第3.19-35表 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所内）</p> <table border="1" data-bbox="878 304 1552 892"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>送受話器（ページング）</th> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（携帯型）</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td>非常用ディーゼル発電機</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td rowspan="2">充電式電池（本体収納）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋 地上1階</td> <td>原子炉建屋 地上1階</td> <td>制御建屋 地上2階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td>発電所内</td> <td>発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>有線系回線</td> <td>衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td>交換機</td> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">制御建屋 地上2階、緊急時対策建屋 地上1階</td> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>緊急時対策建屋 地下2階（保管場所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（携帯型）		ポンプ	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	充電式電池（本体収納）	緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	制御建屋 地上2階	流路（伝送路）	発電所内		発電所内	発電所内	有線系回線		有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）	主要設備設置場所	制御装置		交換機	衛星電話設備（携帯型）	制御建屋 地上2階、緊急時対策建屋 地上1階		制御建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地下2階（保管場所）	<p>第2.19-41表 衛星携帯電話の多様性又は位置的分散（発電所内）</p> <table border="1" data-bbox="1670 273 2407 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">運転指令設備</th> <th colspan="2">電力保安通信用電話設備</th> <th colspan="2">衛星携帯電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用内電源（専用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>非常用内電源（通信用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td colspan="2">充電式電池（本体収納）</td> </tr> <tr> <td>電気建屋</td> <td>ディーゼル発電機 建屋</td> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機 建屋</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> <td colspan="2">発電所内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">有線系回線</td> <td colspan="2">衛星系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td colspan="2">制御装置</td> <td colspan="2">交換機</td> <td colspan="2">衛星携帯電話</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気建屋</td> <td colspan="2">総合管理事務所</td> <td>原子炉補助建屋（保管場所）</td> <td>緊急時対策所（保管場所）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備		運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星携帯電話		ポンプ	不要		不要		不要		水源	不要		不要		不要		駆動用空気	不要		不要		不要		潤滑油	不要		不要		不要		冷却水	不要		不要		不要		駆動電源	非常用内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	充電式電池（本体収納）		電気建屋	ディーゼル発電機 建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	原子炉補助建屋	緊急時対策所	流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内		有線系回線		有線系回線		衛星系回線		主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星携帯電話		電気建屋		総合管理事務所		原子炉補助建屋（保管場所）	緊急時対策所（保管場所）	
項目	設計基準対象施設			重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																		
	送受話器（ページング）	電力保安通信用電話設備	衛星電話設備（携帯型）																																																																																																																																																			
ポンプ	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
水源	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
駆動用空気	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
潤滑油	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
冷却水	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																		
駆動電源	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機	通信用電源装置（蓄電池）	充電式電池（本体収納）																																																																																																																																																		
	緊急時対策建屋 地上1階	原子炉建屋 地上1階	制御建屋 地上2階																																																																																																																																																			
流路（伝送路）	発電所内		発電所内	発電所内																																																																																																																																																		
	有線系回線		有線系回線	衛星系回線（通信事業者回線）																																																																																																																																																		
主要設備設置場所	制御装置		交換機	衛星電話設備（携帯型）																																																																																																																																																		
	制御建屋 地上2階、緊急時対策建屋 地上1階		制御建屋 地上2階	緊急時対策建屋 地下2階（保管場所）																																																																																																																																																		
項目	設計基準対象施設				重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																	
	運転指令設備		電力保安通信用電話設備		衛星携帯電話																																																																																																																																																	
ポンプ	不要		不要		不要																																																																																																																																																	
水源	不要		不要		不要																																																																																																																																																	
駆動用空気	不要		不要		不要																																																																																																																																																	
潤滑油	不要		不要		不要																																																																																																																																																	
冷却水	不要		不要		不要																																																																																																																																																	
駆動電源	非常用内電源（専用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	充電式電池（本体収納）																																																																																																																																																	
	電気建屋	ディーゼル発電機 建屋	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	原子炉補助建屋	緊急時対策所																																																																																																																																																
流路（伝送路）	発電所内		発電所内		発電所内																																																																																																																																																	
	有線系回線		有線系回線		衛星系回線																																																																																																																																																	
主要設備設置場所	制御装置		交換機		衛星携帯電話																																																																																																																																																	
	電気建屋		総合管理事務所		原子炉補助建屋（保管場所）	緊急時対策所（保管場所）																																																																																																																																																
	<p>第3.19-36表 衛星電話設備（携帯型）の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" data-bbox="878 1077 1552 1801"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星電話設備（携帯型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けにくい。 また、耐震性が確保された緊急時対策所内に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>衛星電話設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14) (62-4-3)</p>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備		衛星電話設備（携帯型）	共通要因故障	地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けにくい。 また、耐震性が確保された緊急時対策所内に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	津波	—	衛星電話設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。		<p>第2.19-42表 衛星携帯電話の設計基準対象施設との独立性（発電所内）</p> <table border="1" data-bbox="1670 1108 2407 1816"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準対象施設</th> <th>重大事故防止設備及び重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">運転指令設備及び電力保安通信用電話設備</th> <th>衛星携帯電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>—</td> <td>原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に保管する衛星携帯電話は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>衛星携帯電話を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 衛星携帯電話を保管する原子炉補助建屋は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星携帯電話は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="2">設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星携帯電話は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備		衛星携帯電話	共通要因故障	地震	—	原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に保管する衛星携帯電話は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。	津波	—	衛星携帯電話を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 衛星携帯電話を保管する原子炉補助建屋は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星携帯電話は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。		溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星携帯電話は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																													
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																			
	送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備		衛星電話設備（携帯型）																																																																																																																																																			
共通要因故障	地震	—	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けにくい。 また、耐震性が確保された緊急時対策所内に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																																			
	津波	—	衛星電話設備（携帯型）を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置する設計とすることで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																																			
	火災	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（携帯型）は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																																																																																				
	溢水	設計基準対象施設である送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星電話設備（携帯型）は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																																																																																																				
項目	設計基準対象施設		重大事故防止設備及び重大事故緩和設備																																																																																																																																																			
	運転指令設備及び電力保安通信用電話設備		衛星携帯電話																																																																																																																																																			
共通要因故障	地震	—	原子炉補助建屋及び緊急時対策所内に保管する衛星携帯電話は、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																																			
	津波	—	衛星携帯電話を保管する緊急時対策所は、基準津波が到達しない位置に設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。 衛星携帯電話を保管する原子炉補助建屋は、防潮堤を設置することで、津波が共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																																			
	火災	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星携帯電話は、火災が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																																																																				
	溢水	設計基準対象施設である運転指令設備及び電力保安通信用電話設備と、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備である衛星携帯電話は、溢水が共通要因となり故障することのない設計とする。																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>3.19.2.2.1 設備概要</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備は、SPDS伝送装置により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第3.19-1図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を第3.19-37表に示す。</p> <p>可搬設備である衛星電話設備（携帯型）は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.19.2.2 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>2.19.2.2.1 設備概要</p> <p>通信設備（発電所外）は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的として設置するものである。</p> <p>通信設備（発電所外）は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備により構成する。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送することを目的として設置するものである。</p> <p>データ伝送設備は、ERSS伝送サーバ及びデータ収集計算機により構成する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第2.19-1図、通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）を第2.19-43表に示す。</p> <p>可搬設備である衛星携帯電話は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p> <p>常設設備である衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、操作スイッチにより、確実に操作が可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																
	<p>第3.19-37表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）</p> <table border="1" data-bbox="884 310 1617 1243"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源設備^{※1}</td> <td>常設代替交流電源設備①～④ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備① 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備①～④ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所用軽油タンク【常設】 代替所内電気設備①～④ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 代替所内電気設備① 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～④</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。 電源設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び代替所内電気設備については「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用代替交流電源設備及び緊急時対策所用高圧母線J系については、「3.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>3.19.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・中央制御室（重大事故等時）</p>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】	附属設備	-	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	-	流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④	注水先	-	電源設備 ^{※1}	常設代替交流電源設備①～④ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備① 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備①～④ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所用軽油タンク【常設】 代替所内電気設備①～④ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 代替所内電気設備① 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～④	計装設備	-	<p>第2.19-43表 通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧（発電所外の通信連絡）</p> <table border="1" data-bbox="1665 310 2404 1050"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>①衛星電話設備【常設】 ②衛星携帯電話【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ④データ伝送設備【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①、③、④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>充電池② 代替交流電源設備①、③、④ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 緊急時対策所用発電機①、③、④ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：単線結線図を補足説明資料62-2に示す。 電源設備のうち、代替非常用発電機については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。また、緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所（設置許可基準規則第61条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>2.19.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 衛星電話設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時）</p>	設備区分	設備名	主要設備	①衛星電話設備【常設】 ②衛星携帯電話【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ④データ伝送設備【常設】	附属設備	-	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	-	流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①、③、④	注水先	-	電源設備	充電池② 代替交流電源設備①、③、④ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 緊急時対策所用発電機①、③、④ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】	計装設備	-	<p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p>
設備区分	設備名																																		
主要設備	①衛星電話設備（固定型）【常設】 ②衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 ④データ伝送設備【常設】																																		
附属設備	-																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	-																																		
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①③④																																		
注水先	-																																		
電源設備 ^{※1}	常設代替交流電源設備①～④ ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 可搬型代替交流電源設備① 電源車【可搬】 軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 所内常設蓄電式直流電源設備① 125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】 緊急時対策所用代替交流電源設備①～④ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所用軽油タンク【常設】 代替所内電気設備①～④ ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 代替所内電気設備① 緊急用高圧母線2G系【常設】 非常用高圧母線2C系【常設】 非常用高圧母線2D系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～④																																		
計装設備	-																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備	①衛星電話設備【常設】 ②衛星携帯電話【可搬】 ③統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ④データ伝送設備【常設】																																		
附属設備	-																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	-																																		
流路（伝送路）	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】① 衛星通信装置【常設】③ 有線（建屋内）【常設】①、③、④																																		
注水先	-																																		
電源設備	充電池② 代替交流電源設備①、③、④ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 緊急時対策所用発電機①、③、④ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】																																		
計装設備	-																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所） 制御建屋地上3階（中央制御室）</p> <p>(2) 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式 使用場所 屋外 保管場所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>b. IP電話 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>c. IP-FAX 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式 取付箇所 緊急時対策建屋地上2階（緊急時対策所）</p>	<p>・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>(2) 衛星携帯電話 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. IP電話 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. IP-FAX 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p>	<p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(4) データ伝送設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備（通常運転時等） <p>設備名 SPDS 伝送装置</p> <p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>3.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 3.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備に対する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針は、「2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-38表に示す設計とする。</p> <p>第3.19-38表 想定する環境条件及び荷重条件 （統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備）</p>	<p>(4) データ伝送設備</p> <p>a. データ収集計算機</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） ・計装設備（重大事故対処設備） <p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. ERSS伝送サーバー</p> <p>使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>2.19.2.2.3 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 2.19.2.2.3.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備に対する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針は、「2.19.2.1.3.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-44表に示す設計とする。</p> <p>第2.19-44表 想定する環境条件及び荷重条件 （統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備）</p>	<p>・記載方針の相違：添八記載との整合</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																												
	<table border="1" data-bbox="884 199 1623 625"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-3-2, 62-3-14)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちテレビ会議システムは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、操作端末を操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP電話は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、重大事故等対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般のFAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第3.19-39表に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<table border="1" data-bbox="1665 199 2226 625"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備のうちTV会議システムは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、操作端末を操作（スイッチ操作）することにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備のうちIP電話は、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、一般の電話機と同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備のうちIP-FAXは、通信連絡を行うための操作をするにあたり、災害対策要員の操作性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、想定される重大事故等時において、設置場所である緊急時対策所内において、電源スイッチを入れ（スイッチ操作）、一般のFAXと同様の操作（スイッチ操作）をすることにより、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。操作が必要な対象機器について第2.19-45表に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																														
風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組み合わせを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2耐震設計の基本方針」に示す。																														
風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																
	<p>第3.19-39表 操作対象機器 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="884 338 1617 464"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-8-5)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、第3.19-40表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-40表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="884 1115 1617 1289"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(62-5-9~12)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものである</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	<p>第2.19-45表 操作対象機器 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="1665 344 2415 478"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TV会議システム IP電話 IP-FAX</td> <td>起動・停止 (通信連絡)</td> <td>緊急時対策所</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、第3.19-46表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第2.19-46表 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1673 1108 2415 1283"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>通話通信の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものである</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	TV会議システム IP電話 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認	外観検査	外観の確認	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																
テレビ会議システム, IP電話, IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																	
	外観検査	外観の確認																																	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																
TV会議システム IP電話 IP-FAX	起動・停止 (通信連絡)	緊急時対策所	スイッチ操作																																
発電用原子炉の状態	項目	内容																																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	通話通信の確認																																	
	外観検査	外観の確認																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由												
	<p>こと。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等が発生した場合において、設計基準対象施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。 (62-4-6~8)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の設置場所、操作場所を第3.19-41表に示す。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第3.19-41表 操作対象機器設置場所 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="884 1430 1605 1598"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX</td> <td>緊急時対策建屋 地下2階</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14) (62-8-5)</p> <p>3.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射</p>	機器名称	設置場所	操作場所	テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所	<p>こと。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、想定される重大事故等が発生した場合において、設計基準対象施設として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、携帯電話及び専用電話設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の設置場所、操作場所を第2.19-47表に示す。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置及び操作し、操作場所の放射線量が高くなるおそれが少ないため操作が可能である。</p> <p>第2.19-47表 操作対象機器設置場所 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)</p> <table border="1" data-bbox="1665 1430 2415 1598"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TV会議システム IP電話 IP-FAX</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.19.2.2.3.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射</p>	機器名称	設置場所	操作場所	TV会議システム IP電話 IP-FAX	緊急時対策所	緊急時対策所	<p>・差異理由は前述どおり 62-8 ページ参照。</p>
機器名称	設置場所	操作場所													
テレビ会議システム、 IP電話、 IP-FAX	緊急時対策建屋 地下2階	緊急時対策所													
機器名称	設置場所	操作場所													
TV会議システム IP電話 IP-FAX	緊急時対策所	緊急時対策所													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																												
<p>線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、緊急時対策所の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第3.19-42表に示す対応とする。</p> <p>第3.19-42表 想定する環境条件及び荷重条件（データ伝送設備）</p> <table border="1" data-bbox="875 682 1617 1144"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-3-2, 62-3-14)</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、原子炉補助建屋内に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.19-48表に示す対応とする。</p> <p>第2.19-48表 想定する環境条件及び荷重条件（データ伝送設備）</p> <table border="1" data-bbox="1656 682 2398 1060"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																														
風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																
	<p>データ伝送設備は、第3.19-43表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能（データの伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第3.19-43表 データ伝送設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="884 470 1605 667"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能（データの伝送）の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-5-13, 62-5-15)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (62-4-9)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認	外観検査	外観の確認	<p>データ伝送設備は、第2.19-49表に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験として、機能（データの伝送）の確認が可能な設計とする。また、外観検査として、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>第2.19-49表 データ伝送設備の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1673 464 2401 632"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能（データの伝送）の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認	外観検査	外観の確認	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	
発電用原子炉の状態	項目	内容																	
運転中又は停止中	機能・性能試験	機能（データの伝送）の確認																	
	外観検査	外観の確認																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</p> <p>3.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>3.19.2.2.4.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（固定型）に対する設置許可基準規則第43条第2項への適合状況は、「2.19.2.1.4.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。 また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数を設置する設計とする。 (62-6-4, 62-6-6, 62-6-11)</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。 また、想定される重大事故等時、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、衛星電話設備（固定型）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。 (62-6-6)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこ</p>	<p>物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、常時伝送を行うため、想定される重大事故等時においても操作を必要としない設計とする。</p> <p>2.19.2.2.4 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>2.19.2.2.4.1 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>通信設備（発電所外）のうち、衛星電話設備に対する設置許可基準規則第43条第2項への適合状況は、「2.19.2.1.4.1 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。 また、想定される重大事故等時、発電所外の通信連絡をする台数として、対応する電力保安通信用電話設備、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を含めて、緊急時対策所内に必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、設計基準対象施設として必要となる台数を設置する設計とする。 また、想定される重大事故等時、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備が使用できない状況において、衛星電話設備（固定型）を含めて、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な台数を設置する設計とする。</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>と。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（固定型）は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び緊急時対策所内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、制御建屋地上3階及び緊急時対策建屋地下2階に設置し、第3.19-44表及び第3.19-45表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋地下2階に設置し、第3.19-46表及び第3.19-47表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>と。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた中央制御室及び緊急時対策所内に設置する。また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、第2.19-50表及び第2.19-51表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策所に設置し、第2.19-52表及び第2.19-53表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																																																											
<p>第3.19-44表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所外） (1/2) (中央制御室)</p> <table border="1" data-bbox="878 380 1617 1087"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>局線加入電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電池 (125V蓄電池)</td> <td>通信用電源装置 (蓄電池)</td> <td colspan="2">非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> </tr> <tr> <td>制御室 地下1階</td> <td>制御室 地上2階</td> <td colspan="2">原子炉建屋 地上1階</td> <td>可搬型代替交流電源設備 (電源車)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線 (電力保安通信用回線), 無線系回線 (電力保安通信用回線), 衛星系回線 (通信事業者回線)</td> <td colspan="2">有線系回線 (通信事業者回線)</td> <td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>局線加入電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>制御室 地上2階</td> <td>緊急時対策室 地下2階</td> <td>緊急時対策室 地上1階</td> <td></td> <td>制御室 地上3階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	125V充電池 (125V蓄電池)	通信用電源装置 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機		常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	制御室 地下1階	制御室 地上2階	原子炉建屋 地上1階		可搬型代替交流電源設備 (電源車)	流路	発電所外		発電所外		発電所外	有線系回線 (電力保安通信用回線), 無線系回線 (電力保安通信用回線), 衛星系回線 (通信事業者回線)		有線系回線 (通信事業者回線)		衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	衛星電話設備 (固定型)	制御室 地上2階	緊急時対策室 地下2階	緊急時対策室 地上1階		制御室 地上3階	<p>第3.19-44表 衛星電話設備（固定型）の多様性又は位置的分散（発電所外） (2/2) (緊急時対策所)</p> <table border="1" data-bbox="878 1333 1617 1892"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>局線加入電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電池 (125V蓄電池)</td> <td>通信用電源装置 (蓄電池)</td> <td colspan="2">非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> </tr> <tr> <td>制御室 地下1階</td> <td>制御室 地上2階</td> <td colspan="2">原子炉建屋 地上1階</td> <td>緊急時対策用代替交流電源設備 (電源車)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線 (電力保安通信用回線), 無線系回線 (電力保安通信用回線), 衛星系回線 (通信事業者回線)</td> <td colspan="2">有線系回線 (通信事業者回線)</td> <td>衛星系回線 (通信事業者回線)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>局線加入電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>制御室 地上2階</td> <td>緊急時対策室 地下2階</td> <td>緊急時対策室 地上1階</td> <td></td> <td>緊急時対策室 地下2階</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	125V充電池 (125V蓄電池)	通信用電源装置 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機		常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	制御室 地下1階	制御室 地上2階	原子炉建屋 地上1階		緊急時対策用代替交流電源設備 (電源車)	流路	発電所外		発電所外		発電所外	有線系回線 (電力保安通信用回線), 無線系回線 (電力保安通信用回線), 衛星系回線 (通信事業者回線)		有線系回線 (通信事業者回線)		衛星系回線 (通信事業者回線)	主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	衛星電話設備 (固定型)	制御室 地上2階	緊急時対策室 地下2階	緊急時対策室 地上1階		緊急時対策室 地下2階	<p>第2.19-50表 衛星電話設備の多様性又は位置的分散（発電所外） (1/2) (中央制御室)</p> <table border="1" data-bbox="1659 380 2410 1010"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>加入電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源 (通信用蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td colspan="2">非常用所内電源 (LPS)、ディーゼル発電機</td> <td>通信事業者回線からの給電</td> </tr> <tr> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機 建屋</td> <td>ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>充電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>加入電話設備</td> <td>衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td>総合管理事務所</td> <td colspan="3">緊急時対策所</td> <td>原子炉補助建屋、原子炉建屋</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用所内電源 (通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源 (LPS)、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所	緊急時対策所	充電池	流路	-				-	-				-	主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	衛星電話設備	総合管理事務所	緊急時対策所			原子炉補助建屋、原子炉建屋	
項目		設計基準対象施設					重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																							
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備																																																																																																																																																																																																																										
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動電源	125V充電池 (125V蓄電池)	通信用電源装置 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機		常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)																																																																																																																																																																																																																									
	制御室 地下1階	制御室 地上2階	原子炉建屋 地上1階		可搬型代替交流電源設備 (電源車)																																																																																																																																																																																																																									
流路	発電所外		発電所外		発電所外																																																																																																																																																																																																																									
	有線系回線 (電力保安通信用回線), 無線系回線 (電力保安通信用回線), 衛星系回線 (通信事業者回線)		有線系回線 (通信事業者回線)		衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																																																																																																																																									
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																																									
	制御室 地上2階	緊急時対策室 地下2階	緊急時対策室 地上1階		制御室 地上3階																																																																																																																																																																																																																									
項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																									
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備																																																																																																																																																																																																																										
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動電源	125V充電池 (125V蓄電池)	通信用電源装置 (蓄電池)	非常用ディーゼル発電機		常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)																																																																																																																																																																																																																									
	制御室 地下1階	制御室 地上2階	原子炉建屋 地上1階		緊急時対策用代替交流電源設備 (電源車)																																																																																																																																																																																																																									
流路	発電所外		発電所外		発電所外																																																																																																																																																																																																																									
	有線系回線 (電力保安通信用回線), 無線系回線 (電力保安通信用回線), 衛星系回線 (通信事業者回線)		有線系回線 (通信事業者回線)		衛星系回線 (通信事業者回線)																																																																																																																																																																																																																									
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	衛星電話設備 (固定型)																																																																																																																																																																																																																									
	制御室 地上2階	緊急時対策室 地下2階	緊急時対策室 地上1階		緊急時対策室 地下2階																																																																																																																																																																																																																									
項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																									
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備																																																																																																																																																																																																																										
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動電源	非常用所内電源 (通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源 (LPS)、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電																																																																																																																																																																																																																									
	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所	緊急時対策所	充電池																																																																																																																																																																																																																									
流路	-				-																																																																																																																																																																																																																									
	-				-																																																																																																																																																																																																																									
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	衛星電話設備																																																																																																																																																																																																																									
	総合管理事務所	緊急時対策所			原子炉補助建屋、原子炉建屋																																																																																																																																																																																																																									
		<p>第2.19-51表 衛星電話設備の多様性又は位置的分散（発電所外） (2/2) (緊急時対策所)</p> <table border="1" data-bbox="1659 1333 2410 1822"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>加入電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源 (通信用蓄電池)</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td colspan="2">非常用所内電源 (LPS)、ディーゼル発電機</td> <td>通信事業者回線からの給電</td> </tr> <tr> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機 建屋</td> <td>ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>代替非常用発電機 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>加入電話設備</td> <td>衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td>総合管理事務所</td> <td colspan="3">緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用所内電源 (通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源 (LPS)、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所	緊急時対策所	代替非常用発電機 緊急時対策所用発電機	流路	-				-	-				-	主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	衛星電話設備	総合管理事務所	緊急時対策所			緊急時対策所																																																																																																																																																			
項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																																																									
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備																																																																																																																																																																																																																										
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																																																																									
駆動電源	非常用所内電源 (通信用蓄電池)	ディーゼル発電機	非常用所内電源 (LPS)、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電																																																																																																																																																																																																																									
	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所	緊急時対策所	代替非常用発電機 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																									
流路	-				-																																																																																																																																																																																																																									
	-				-																																																																																																																																																																																																																									
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	衛星電話設備																																																																																																																																																																																																																									
	総合管理事務所	緊急時対策所			緊急時対策所																																																																																																																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																																																	
	<p>第3.19-45表 衛星電話設備（固定型）の頑健性（発電所外）</p> <table border="1" data-bbox="881 268 1605 541"> <tr><td>重大事故緩和設備</td></tr> <tr><td>衛星電話設備（固定型）</td></tr> <tr><td>衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td></tr> <tr><td>(62-2-2~6)</td></tr> <tr><td>(62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)</td></tr> <tr><td>(62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)</td></tr> </table> <p>第3.19-46表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="881 814 1605 1833"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">防止でも緩和でもない重大事故対処設備</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>局線加入電話設備</th> <th colspan="2">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V 充電器（125V蓄電池）</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td colspan="2">非常用ディーゼル発電機</td> <td>常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）</td> <td>緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地下1階</td> <td>制御建屋地上2階</td> <td colspan="2">原子炉建屋 地上1階</td> <td>屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）</td> <td>屋外（緊急時対策建屋北側）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td colspan="2">発電所外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）</td> <td colspan="2">有線系回線（通信事業者回線）</td> <td colspan="2">有線系回線（通信事業者回線）、衛星系回線（通信事業者回線）、統合原子力防災ネットワーク</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>局線加入電話設備</td> <td colspan="2">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>制御建屋地上2階</td> <td>緊急時対策建屋地下2階</td> <td colspan="2">緊急時対策建屋地上1階</td> <td colspan="2">緊急時対策建屋地下2階</td> </tr> </tbody> </table>	重大事故緩和設備	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	(62-2-2~6)	(62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)	(62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)	項目	設計基準対象施設				防止でも緩和でもない重大事故対処設備		電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要		水源	不要	不要	不要	不要	不要		駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要		潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要		冷却水	不要	不要	不要	不要	不要		駆動電源	125V 充電器（125V蓄電池）	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機		常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））	制御建屋地下1階	制御建屋地上2階	原子炉建屋 地上1階		屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）	屋外（緊急時対策建屋北側）	流路（伝送路）	発電所外		発電所外		発電所外		有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）、衛星系回線（通信事業者回線）、統合原子力防災ネットワーク		主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		制御建屋地上2階	緊急時対策建屋地下2階	緊急時対策建屋地上1階		緊急時対策建屋地下2階		<p>第2.19-52表 衛星電話設備の頑健性（発電所外）</p> <table border="1" data-bbox="1662 268 2415 520"> <tr><td>重大事故緩和設備</td></tr> <tr><td>衛星携帯電話設備</td></tr> <tr><td>衛星携帯電話は、耐震性を有する原子炉建屋、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの優先（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td></tr> </table> <p>第2.19-53表 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1662 814 2415 1318"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th colspan="2">重大事故緩和設備</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>加入電話設備</th> <th colspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td colspan="2">不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源（通信用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td colspan="2">非常用所内電源（UPS）、ディーゼル発電機</td> <td>通信事業者回線からの給電</td> <td>代替非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td colspan="2">ディーゼル発電機建屋、緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>屋外</td> </tr> <tr><td>流路</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td colspan="2">-</td></tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>加入電話設備</td> <td colspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合管理事務所</td> <td colspan="2">緊急時対策所</td> <td colspan="2">原子炉補助建屋、緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table>	重大事故緩和設備	衛星携帯電話設備	衛星携帯電話は、耐震性を有する原子炉建屋、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの優先（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備		電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備		ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要		水源	不要	不要	不要	不要	不要		駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要		潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要		冷却水	不要	不要	不要	不要	不要		駆動電源	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（UPS）、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電	代替非常用発電機	総合管理事務所	ディーゼル発電機建屋	ディーゼル発電機建屋、緊急時対策所		緊急時対策所	屋外	流路	-	-	-	-	-		主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備		総合管理事務所		緊急時対策所		原子炉補助建屋、緊急時対策所		
重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																				
衛星電話設備（固定型）																																																																																																																																																																																				
衛星電話設備（固定型）は、耐震性を有する制御建屋及び緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																																																																				
(62-2-2~6)																																																																																																																																																																																				
(62-3-2, 62-3-3, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14)																																																																																																																																																																																				
(62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)																																																																																																																																																																																				
項目	設計基準対象施設				防止でも緩和でもない重大事故対処設備																																																																																																																																																																															
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																																																																																																																																																															
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動電源	125V 充電器（125V蓄電池）	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機		常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）	緊急時対策所用代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））																																																																																																																																																																														
	制御建屋地下1階	制御建屋地上2階	原子炉建屋 地上1階		屋外（緊急用電気品建屋 地上1階）	屋外（緊急時対策建屋北側）																																																																																																																																																																														
流路（伝送路）	発電所外		発電所外		発電所外																																																																																																																																																																															
	有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）、衛星系回線（通信事業者回線）、統合原子力防災ネットワーク																																																																																																																																																																															
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																																																																																																																																																															
	制御建屋地上2階	緊急時対策建屋地下2階	緊急時対策建屋地上1階		緊急時対策建屋地下2階																																																																																																																																																																															
重大事故緩和設備																																																																																																																																																																																				
衛星携帯電話設備																																																																																																																																																																																				
衛星携帯電話は、耐震性を有する原子炉建屋、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの優先（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																																																																																																				
項目	設計基準対象施設				重大事故緩和設備																																																																																																																																																																															
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備																																																																																																																																																																															
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																																															
駆動電源	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（UPS）、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電	代替非常用発電機																																																																																																																																																																														
	総合管理事務所	ディーゼル発電機建屋	ディーゼル発電機建屋、緊急時対策所		緊急時対策所	屋外																																																																																																																																																																														
流路	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																															
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備																																																																																																																																																																															
	総合管理事務所		緊急時対策所		原子炉補助建屋、緊急時対策所																																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由						
	<p>第3.19-47表 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="884 310 1611 552"> <tr> <td>防止でも緩和でもない重大事故対処設備</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-2-3, 62-2-7) (62-3-2, 62-3-14) (62-4-6~8)</p> <p>3.19.2.2.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。 (62-6-12~24)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p>	防止でも緩和でもない重大事故対処設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	<p>第2.19-54表 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="1665 310 2407 552"> <tr> <td>重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話設備</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話は、耐震性を有する原子炉建屋、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの優先（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> </table> <p>2.19.2.2.4.2 データ伝送設備に関する設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、設計基準対象施設として必要となるデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>また、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。 (62-6-12~24)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>データ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p>	重大事故緩和設備	衛星携帯電話設備	衛星携帯電話は、耐震性を有する原子炉建屋、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの優先（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。	
防止でも緩和でもない重大事故対処設備									
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備									
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する衛星通信装置、屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。									
重大事故緩和設備									
衛星携帯電話設備									
衛星携帯電話は、耐震性を有する原子炉建屋、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの優先（ケーブル）を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																							
	<p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当するデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、第3.19-48表及び第3.19-49表に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>第3.19-48表 データ伝送設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="878 810 1611 1455"> <tr> <td colspan="4">防止でも緩和でもない重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td colspan="3">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">SPDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="3">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電器 (125V蓄電池)</td> <td>常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> <td>緊急時対策所用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策所用))</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策棟屋 地上1階</td> <td>屋外 (緊急用電気品庫屋地上1階)</td> <td>屋外 (緊急時対策棟屋北側)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流路 (伝送路)</td> <td colspan="2">発電所内 線路間</td> <td>発電所外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無線系回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td colspan="3">SPDS伝送装置</td> </tr> <tr> <td colspan="3">緊急時対策棟屋 地下2階</td> </tr> </table> <p>第3.19-49表 データ伝送設備の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="878 1612 1611 1843"> <tr> <td colspan="2">防止でも緩和でもない重大事故等対処設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備としてのSPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td> </tr> </table> <p>(62-2-2, 62-2-3, 62-2-6) (62-3-2, 62-3-3, 62-3-14) (62-4-9)</p>	防止でも緩和でもない重大事故等対処設備				項目	データ伝送設備				SPDS伝送装置			ポンプ	不要			水源	不要			駆動用空気	不要			潤滑油	不要			冷却水	不要			駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策所用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策所用))	緊急時対策棟屋 地上1階	屋外 (緊急用電気品庫屋地上1階)	屋外 (緊急時対策棟屋北側)	流路 (伝送路)	発電所内 線路間		発電所外	有線系回線		有線系回線	無線系回線		衛星系回線	主要設備 設置場所	SPDS伝送装置			緊急時対策棟屋 地下2階			防止でも緩和でもない重大事故等対処設備		データ伝送設備		データ伝送設備としてのSPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。		<p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故防止設備でも重大事故緩和設備でもない常設重大事故等対処設備に該当するデータ伝送設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた原子炉補助建屋内に設置する。</p> <p>また、共通要因によって、その機能が損なわれるおそれがないよう、第2.19-55表及び第2.19-56表に示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p> <p>第2.19-55表 データ伝送設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1670 800 2383 1476"> <tr> <td rowspan="2">項目</td> <td colspan="2">重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>駆動用空気</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td colspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>緊急時対策所用 発電機</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備 設置場所</td> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉補助建屋、緊急時対策所</td> </tr> </table> <p>第2.19-56表 データ伝送設備の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="1670 1612 2383 1843"> <tr> <td colspan="2">重大事故緩和設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">データ伝送設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。</td> </tr> </table>	項目	重大事故緩和設備		データ伝送設備		ポンプ	不要		水源	不要		駆動用空気	不要		潤滑油	不要		冷却水	不要		駆動電源	代替非常用発電機	緊急時対策所用 発電機	屋外	屋外	流路	-		-		主要設備 設置場所	データ伝送設備		原子炉補助建屋、緊急時対策所		重大事故緩和設備		データ伝送設備		データ伝送設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。		<p>・差異理由は前述どおり 62-24 ページ参照。</p>
防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																																																																																																										
項目	データ伝送設備																																																																																																									
	SPDS伝送装置																																																																																																									
ポンプ	不要																																																																																																									
水源	不要																																																																																																									
駆動用空気	不要																																																																																																									
潤滑油	不要																																																																																																									
冷却水	不要																																																																																																									
駆動電源	125V充電器 (125V蓄電池)	常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	緊急時対策所用 代替交流電源設備 (電源車(緊急時対策所用))																																																																																																							
	緊急時対策棟屋 地上1階	屋外 (緊急用電気品庫屋地上1階)	屋外 (緊急時対策棟屋北側)																																																																																																							
流路 (伝送路)	発電所内 線路間		発電所外																																																																																																							
	有線系回線		有線系回線																																																																																																							
	無線系回線		衛星系回線																																																																																																							
主要設備 設置場所	SPDS伝送装置																																																																																																									
	緊急時対策棟屋 地下2階																																																																																																									
防止でも緩和でもない重大事故等対処設備																																																																																																										
データ伝送設備																																																																																																										
データ伝送設備としてのSPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。																																																																																																										
項目	重大事故緩和設備																																																																																																									
	データ伝送設備																																																																																																									
ポンプ	不要																																																																																																									
水源	不要																																																																																																									
駆動用空気	不要																																																																																																									
潤滑油	不要																																																																																																									
冷却水	不要																																																																																																									
駆動電源	代替非常用発電機	緊急時対策所用 発電機																																																																																																								
	屋外	屋外																																																																																																								
流路	-																																																																																																									
	-																																																																																																									
主要設備 設置場所	データ伝送設備																																																																																																									
	原子炉補助建屋、緊急時対策所																																																																																																									
重大事故緩和設備																																																																																																										
データ伝送設備																																																																																																										
データ伝送設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、使用する屋外アンテナ及び屋外アンテナまでの有線(ケーブル)を含め、基準地震動Ssで機能維持できる設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり必要な通信連絡の機能が喪失しない設計とする。																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>3.19.2.2.5.1 通信連絡設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>通信連絡設備（発電所外）のうち、衛星電話設備（携帯型）に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「3.19.2.1.5.1 通信連絡設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星電話設備（携帯型）は、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋地下2階に保管し、第3.19-50表及び第3.19-51表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	<p>2.19.2.2.5 設置許可基準規則第43条第3項への適合状況</p> <p>2.19.2.2.5.1 通信設備（発電所外）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>通信設備（発電所外）のうち、衛星携帯電話に対する設置許可基準規則第43条第3項一から六への適合方針は、「2.19.2.1.5.1 通信設備（発電所内）に関する設置許可基準規則第43条第3項への適合方針」に記述する。</p> <p>(1) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故緩和設備に該当する衛星携帯電話は、共通要因によって、同様の機能を持つ電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備及び専用電話設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所に保管し、第2.19-57表及び第2.19-58表で示すとおり、多様性を確保し、頑健性を持たせた設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																																					
	<p>第3.19-50表 衛星電話設備（携帯型）の多様性又は位置的分散（発電所外）</p> <table border="1" data-bbox="878 300 1602 1192"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">衛星電話設備（携帯型）</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>局線加入電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>125V充電器（125V蓄電池）</td> <td>通信用電源装置（蓄電池）</td> <td colspan="2">非常用ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">充電式電池（本体内蔵）</td> </tr> <tr> <td>制御棟 地下1階</td> <td>制御棟 地上2階</td> <td colspan="2">原子伊藤 地上1階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路（伝送路）</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td colspan="2">発電所外</td> <td rowspan="2">衛星系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）</td> <td colspan="2">有線系回線（通信事業者回線）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>局線加入電話設備</td> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td>制御棟 地上2階</td> <td>緊急時対策棟 地下2階</td> <td colspan="2">緊急時対策棟 地上1階</td> <td>緊急時対策棟 地下2階（保管場所）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3.19-51表 衛星電話設備（携帯型）の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="878 1381 1602 1627"> <thead> <tr> <th>重大事故緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(62-2-2~7) (62-3-2, 62-3-4, 62-3-13, 62-3-14) (62-4-3, 62-4-6, 62-4-8)</p>	項目	設計基準対象施設				衛星電話設備（携帯型）	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	125V充電器（125V蓄電池）	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機		充電式電池（本体内蔵）	制御棟 地下1階	制御棟 地上2階	原子伊藤 地上1階		流路（伝送路）	発電所外		発電所外		衛星系回線（通信事業者回線）	有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）		主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	衛星電話設備（携帯型）	制御棟 地上2階	緊急時対策棟 地下2階	緊急時対策棟 地上1階		緊急時対策棟 地下2階（保管場所）	重大事故緩和設備	衛星電話設備（携帯型）	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。	<p>第2.19-57表 衛星携帯電話の多様性又は位置的分散（発電所外）</p> <table border="1" data-bbox="1659 300 2410 787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">設計基準対象施設</th> <th rowspan="2">衛星携帯電話</th> </tr> <tr> <th>電力保安通信用電話設備</th> <th>社内テレビ会議システム</th> <th>専用電話設備</th> <th>加入電話設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ポンプ</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>水源</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>駆動用空気</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>潤滑油</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr><td>冷却水</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td><td>不要</td></tr> <tr> <td rowspan="2">駆動電源</td> <td>非常用所内電源（通信用蓄電池）</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td colspan="2">非常用所内電源（UPS）、ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">通信事業者回線からの給電 充電池</td> </tr> <tr> <td>総合管理事務所</td> <td>ディーゼル発電機 建屋</td> <td colspan="2">ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流路</td> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要設備設置場所</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>社内テレビ会議システム</td> <td>専用電話設備</td> <td>加入電話設備</td> <td>衛星携帯電話</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合管理事務所</td> <td colspan="2">緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.19-58表 衛星携帯電話の頑健性</p> <table border="1" data-bbox="1659 1381 2410 1627"> <thead> <tr> <th>重大事故緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星携帯電話</td> </tr> <tr> <td>設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準対象施設				衛星携帯電話	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要	水源	不要	不要	不要	不要	不要	駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要	潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要	冷却水	不要	不要	不要	不要	不要	駆動電源	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（UPS）、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電 充電池	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所		流路	-				-	-				-	主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	衛星携帯電話	総合管理事務所		緊急時対策所		緊急時対策所	重大事故緩和設備	衛星携帯電話	設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。	
項目	設計基準対象施設				衛星電話設備（携帯型）																																																																																																																																																			
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備																																																																																																																																																				
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
駆動電源	125V充電器（125V蓄電池）	通信用電源装置（蓄電池）	非常用ディーゼル発電機		充電式電池（本体内蔵）																																																																																																																																																			
	制御棟 地下1階	制御棟 地上2階	原子伊藤 地上1階																																																																																																																																																					
流路（伝送路）	発電所外		発電所外		衛星系回線（通信事業者回線）																																																																																																																																																			
	有線系回線（電力保安通信用回線）、無線系回線（電力保安通信用回線）、衛星系回線（通信事業者回線）		有線系回線（通信事業者回線）																																																																																																																																																					
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	局線加入電話設備	衛星電話設備（携帯型）																																																																																																																																																			
	制御棟 地上2階	緊急時対策棟 地下2階	緊急時対策棟 地上1階		緊急時対策棟 地下2階（保管場所）																																																																																																																																																			
重大事故緩和設備																																																																																																																																																								
衛星電話設備（携帯型）																																																																																																																																																								
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																								
項目	設計基準対象施設				衛星携帯電話																																																																																																																																																			
	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備																																																																																																																																																				
ポンプ	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
水源	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
駆動用空気	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
潤滑油	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
冷却水	不要	不要	不要	不要	不要																																																																																																																																																			
駆動電源	非常用所内電源（通信用蓄電池）	ディーゼル発電機	非常用所内電源（UPS）、ディーゼル発電機		通信事業者回線からの給電 充電池																																																																																																																																																			
	総合管理事務所	ディーゼル発電機 建屋	ディーゼル発電機 建屋、緊急時対策所																																																																																																																																																					
流路	-				-																																																																																																																																																			
	-				-																																																																																																																																																			
主要設備設置場所	電力保安通信用電話設備	社内テレビ会議システム	専用電話設備	加入電話設備	衛星携帯電話																																																																																																																																																			
	総合管理事務所		緊急時対策所		緊急時対策所																																																																																																																																																			
重大事故緩和設備																																																																																																																																																								
衛星携帯電話																																																																																																																																																								
設置場所である屋外において、人が携行して使用することから、地震による影響は受けない。 また、耐震性が確保された緊急時対策所に保管し、基準地震動Ssで機能維持できる設計とする。																																																																																																																																																								

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
 - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
 - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
 - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{*1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
 - 別紙 1：比較対象プラント一覧
 - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式	
		比較対象	選定理由			
プラント D B	内部火災（第8条）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	監視設備（第31条）	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	通信連絡設備（第35条）	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
プラント S A 設備・技術的能力 S A 共通	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 上段：設備まとめ資料 下段：技術的能力まとめ資料 </div> 1.0 43条 共通（1.0.2（保管アクセス）以外）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4 4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.19 62条 通信連絡	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	火災（第41条）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	技術的能力（添付書類五）	-	女川2号炉	BWRの方が記載内容が充実しているため	大飯3/4号炉	女川-治-大飯
	品証（添付書類十一）	-	島根2号炉	最新審査実績のため	島根2号炉	島根

比較対象プラント選定の詳細 (SA 条文)

【62条：通信連絡】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求として通信連絡を行うための設備に関する条文であり、炉型特有の差異が少ないことから、先行審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象とし、たうえで泊の記載を見直しする。
先行審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法 (当該方法の選定理由)	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</p> <p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能のため。</p> <p>② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

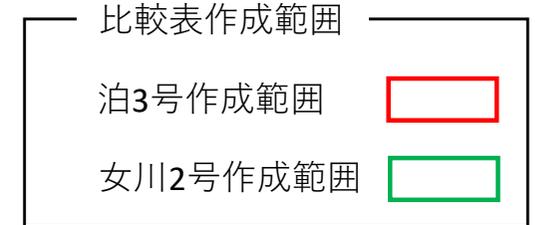
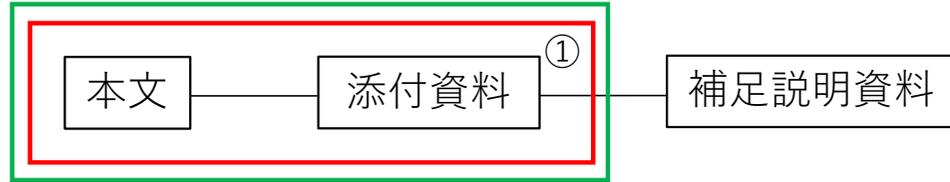
【凡例】 ○：記載あり
 ×：記載なし
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載
 △：他条文の資料などに記載

62条 通信連絡を行うために必要な設備

プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○			
添付資料		△	△			
3.19 通信連絡を行うために必要な設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み）	
3.19.1 設置許可基準原62条への適合方針		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み）	
3.19.2 重大事故等対処設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み）	
補足説明資料	補足説明資料	×	×			
62-1 SA設備基準適合性一覧表	62-1 SA 設備基準適合性一覧表	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。 補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。
62-2 単線結線図		△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
62-3 配置図	62-2 配置図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
62-4 系統図	62-4 系統図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
62-5 試験及び検査	62-3 試験・検査説明資料	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
62-6 容量設定根拠	62-5 容量設定根拠	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
62-7 アクセスルート図		×	×	アクセスルートについては、技術的能力1.0の「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載する。		
62-8 設備操作に関する説明書	62-6 設置許可基準規制等への適合状況説明資料	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
	参考1. 通信連絡設備の一覧	○	×			
	参考2. 機能毎に必要な通信連絡設備	○	×			
	参考3. 携行型通話装置等の使用方法及び使用場所	○	×			
	参考4. 緊急時対策所のデータ表示端末	○	×			
	参考5. データ収集計算機バックアップラインで確認できるパラメータリスト	○	×			
	参考6. 緊急時対策所の通信連絡設備電源	○	×			
	参考7. 加入電話システムの構成	○	×			
	参考8. 緊急時対策所のデータ表示端末に係る耐震性	○	×			
	参考9. 緊急時対策所の通信連絡設備の耐震性	○	×			
	参考10. 設計基準事故対処設備における点検頻度	○	×			
	参考11. データ伝送設備（発電所内、発電所外）の設備分類	○	×			

泊3号炉 比較表の作成範囲

60条、62条



※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料に関しては、泊では元々作成していなかったが新規にまとめ資料を作成し比較を実施する。

資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類八に記載する内容を記載した資料	
添付資料	基準適合性を確認する上で必要となる個別設備の設計方針をまとめた資料	
補足説明資料	配置図、試験・検査、系統図等を説明した資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。